

第三節 農業

第一款 概 說

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く樺太の農業は異なる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

樺太の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば、本島に於ける農業は所謂畜農業を主として畜力の利用、地力の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

第二款 現 狀 及 施 設

本島領有以來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、現時農産物生産額約三百萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅に三一、〇〇〇へ



開 墾



收 穫

クタールにして、農耕適地四六九、〇〇〇ヘクタールに比すれば未だ其の六分に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕し得ること明なり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を逐うて非常に増加しつゝあり。其の増加の程度は實に躍進的にして最近五年間の状況を見るに左の如し。

種別	年次	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
耕地面積		二六、八五〇・五 <small>ヘクタール</small>	二八、七四〇・一〇 <small>ヘクタール</small>	二七、九七三・三 <small>ヘクタール</small>	二九、三八〇・六 <small>ヘクタール</small>	三一、五七〇・三〇 <small>ヘクタール</small>
増加指數		100	107	103	109	118

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に關する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増加し、全戸口の約二割に達せり。既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

戸口	年次	正 大 十 二 年	正 大 十 三 年	正 大 十 四 年	正 昭 和 元 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年
戸數		七、三五四	八、七九三	九、六二五	九、五九一	九、九二五	九、六七八	九、五七一	九、五七〇	九、九三三	一〇、七五九
人口		三一、九五〇	三七、八二三	四一、八一九	四二、三二五	四二、六八三	四四、五〇五	四四、九六〇	四六、三六四	四八、三三九	五四、九三二

重要農産物 農産物の最近五ヶ年間の作付面積及其の生産額を示せば次の如し。

種別	年次	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
作付面積	ヘクタール	一六、九二九	一七、〇九・五	二一、一〇〇・一	二一、三六三・一	二四、五三四・〇
	ヘクタール	四、一〇六、六〇二	三、三〇六、四五六	二、九九九、〇三六	二、一〇五、九七六	二、九四六、五九一
生産額	円					

尙之等農産物の昭和七年に於ける作付面積及生産額を種類別に示せば左表の如し。

品 種 名	作付面積	生産額	品 種 名	作付面積	生産額
大 麥	ヘクタール 二三四・四四	一八、三五〇	豌 豆	ヘクタール 八〇二・一三	九八、九八四
小 麥	一、六七五・六六	一五、四六七	蠶 豆	一〇四・七四	六、二四六
燕 麥	五三三・二四	四〇、八一	甘 藍	二〇三・三〇	六、一一六
裸 麥	六、九二九・〇〇	七〇、六八四	菜 豆	六〇〇・三七	一八一、二六〇
燕 麥	七三三・七九	四八、一一	白 菜	一七〇・二八	五九、三三三
蕎 麥	一、九〇・五五	四七、〇〇一	體 菜	二四三・一九	六一、八六九
粟 麥	三三・一三	一、八三四	葱	一三八・三六	六三、九三三
玉 蜀黍	二六二・九一	六、八五〇	薯 蓣	六七三・五三	一六五、九〇九

燕 草	一六〇、四六	四七、五五八	牧 草	四、三四・五〇	三二八、四一一
胡 蘿 蔔	三〇四、四八	八九、四〇一	瑞 典 燕 草	六三・八一	一四、五一一
牛 蒡	一六七・二六	五、八四〇	家 畜 ビ ー ト	九〇・〇〇	一六、〇九五
胡 瓜	八三・九三	六、三〇五	家 畜 人 參	三三・六七	四、五九二
南 瓜	二五三、四八	三、一三六	デントコーン	三三・七九	四、八九四
馬 鈴 薯	四、一七一・三〇	六五、九六六	其 他	三三・三一	三三、一一五
亞 麻	一六・三三	一、〇五六	計	二四、五四・〇四	二、九四六、五九一

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、礦物及沃野の農牧に適する處亦尠からず。各種の産業は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝ、あれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所にあり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目し値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。(單位圓)

種別	年次	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
農 産 物	円	四、一〇六、六〇一	三、三〇六、四五六	二、九九九、〇三六	二、一〇五、九七六	二、九四六、五九一
	円	一、三九七、六六七	一、四九五、一三六	一、三三三、五四七	一、〇〇一、〇一〇	一、〇〇〇、〇〇一
畜 産 物	円					

林産物	水産物	礦産物	工産物	計
一一、四三三、七二七	二〇、三〇〇、九三三	四、八八七、九八九	五三、七六六、五三六	九五、八三三、五三三
一一、五五二、四九二	一九、三〇〇、六四一	五、七四三、三三三	六四、三六三、一四二	一〇五、八三一、一八九
一〇、三三六、九二六	一三、七八九、一四九	五、六三三、一七七	六三、二四〇、五三三	七九、九九九、三八三
八、四三三、二二八	一〇、八七六、二五一	五、二四九、九二五	五二、四七七、四〇四	七九、一四三、九六九
七、四〇〇、五七一	九、九九三、三七七	五、二〇〇、八八九	四八、四八五、五〇五	七五、二四六、八九五

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖、栽培せらるる作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは裸麥にして其の範圍は全島に亘り、作付面積一、七〇〇ヘクタール、産額十五萬圓に達し、裸麥は最近燕麥食の奨励に伴ひ著るしく栽培普及し其の作付面積七三〇ヘクタール、産額五萬圓に達す。

大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。其の作付面積は大麥二三〇ヘクタール、産額一八、〇〇〇圓、小麥五二〇ヘクタール四萬圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付面積八百ヘクタール、産額十萬圓に達し、品質

又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の二〇〇ヘクタールにして大小豆、蠶豆に至りては何れも作付面積僅かにして未だ大なる生産を見ず。之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲なるも、蠶豆にありては全島到る處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來益々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付面積四千ヘクタール、産額六十五萬圓に達せり。之が消費は從來副食物として家用に供せらるゝに過ぎざりしも、近年澱粉製造業、酒精製造業の勃興と共に之が製造原料として相當多量の需要を見るに至れり。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の被害甚しく、農業者は其の害虫を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝありしが近年之が有效なる驅除劑發見せられ作付額に増加し其の作付面積六七〇ヘクタール、年産額一六六、〇〇〇圓に達し將來之が産額は躍進的增加を來し島内需要を充たして尙餘あるに至るべし。

甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良なるもの生産せられ一箇一〇畝以上の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加し、現在六〇〇ヘクタール、産額十八萬圓に達せり。

以上の外午麥、人蔘、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻等なり。

甜菜は昭和二年より昭和六年迄農家に試作せしめたるに其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、近年に於ける平均アール當收量二、七五二匁に達し、根中糖分平均一八・六三%、純糖率平均九二・三四%を示せり。樺太に於ける最も有望なる作物の一と謂ふを得べし。

薄荷、薑薑等は皆て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、瑞典燕麥、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧として之の一般需要亦尠からず。其の作付面積は作物中第一位に位し、現在に於ては六、九〇〇ヘクタール、産額七〇九、〇〇〇圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様需要多く、且つ耕地容易なる結果栽培面積四、三〇〇ヘクタール、産額三二八、〇〇〇圓の多きに達せり。

其の他瑞典燕麥、家畜ビート、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稻作は不可能に非ざるべしと雖、樺太農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるが如し。

第四節 畜 産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣惡にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるもの、如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移

住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死して食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルシユロン雜種）、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし緬羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得益々發展の兆あり。今最近五箇年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	種別	牛	馬	緬羊	豚	鶏	狐
昭和三年		三、七四七	一、一四九	一〇一	四、五二六	五四、九七六	八三二
昭和四年		四、〇九六	一、三、四八二	一五五	五、一三六	五六、三三〇	九九〇
昭和五年		三、七七八	二、四九〇	二九三	五、三三八	五九、六二〇	一、一八七
昭和六年		三、九九〇	一、三、一三五	二八三	四、九四一	七二、〇六〇	一、八五五
昭和七年		四、五四七	一、三、六三三	二八二	七、三五〇	八七、六〇九	三、六三九

一、畜 牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスキステボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、ホルスタイン及エアシャーの二種は繁殖盛にして、在來種は殆どホルスタイン種に依りて改良せられ現在畜牛の七割以上はホルスタイン種を以て占め成績甚だ良好なり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの、二とす。在來種は極めて僅少となれるも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負荷力、挽曳力少く概して能力低劣なりき。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外、補助金を與へて民間に移入

せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン、ハクニーの二種を獎勵品種となし居れり。

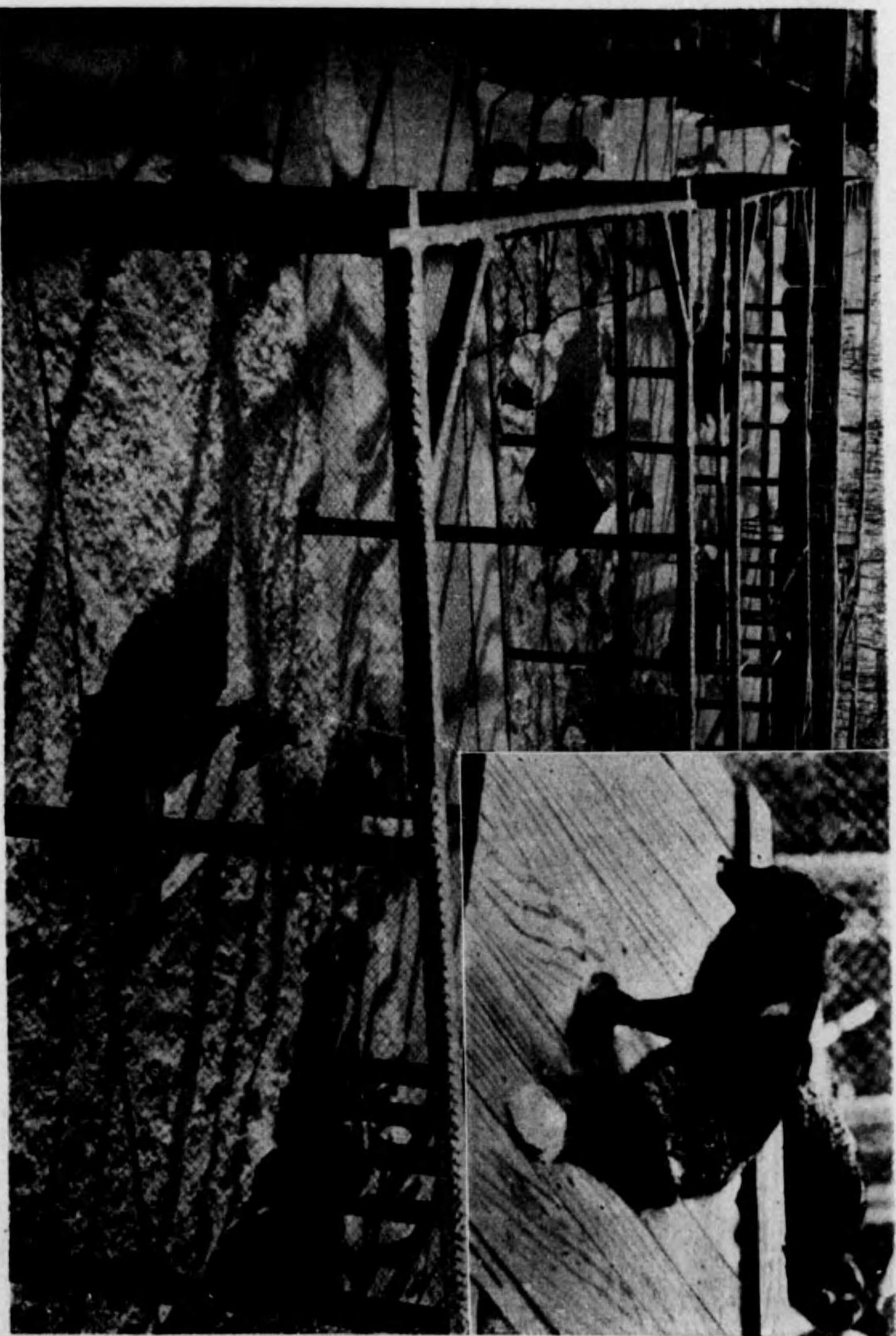
三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖並成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所畜産部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮少舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アンダルシヤン種、オービントン種、横濱プリマスロック種、名古屋種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種並



養 豚 養

横斑プリマスロック種を本島に最適のものと認め之を奨励品種に決定し、一般に其の飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、緬羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖、占領當時少數ながら緬羊の各部落に散在せるより察すれば、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりしとするも多少望を囑せしものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場にて飼養したり。然れ共劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシユロツプシャー種緬羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所畜産部）に於ける設備を擴張し、爾來四年間シユロツプシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要

亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針潤混淆林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。昭和七年末の養狐頭數は赤狐、紅狐、千字狐、黒狐、銀黒狐を通じ三、六三九頭、生産額七一八、一二六圓なり。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐるごと、せり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、眞岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頗る増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。

第九章 鑛 業

第一節 總 說

樺太の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裡に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや軍令を以て先づ全管内鑛物の採取を絶対に禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

第一款 鑛 業 制 度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區稅法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札

に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に関する件（明治四十五年六月勅令第三百三十七號）

一、樺太に於て石炭採掘料徴收區域（明治四十五年六月閣令第二號）所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し其の區域左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中部炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互りて鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶対に禁止し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二三三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業法に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二三四號を以て樺太鑛業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權（採掘權）を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと

認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二一四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範圍を擴張し探掘出願に關しては略内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第一三七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども稼行鑛區は尙漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三〇八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二〇六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二三五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し次で明治四十二年勅令第一七八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務行政の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十七年にして、其の間出願

總件數昭和八年末五、八五三件に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頽勢を挽回して四十三件の出願を見、大正六年には俄然二二三件に上り翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人の周知する所となり、事業家の企業心を刺戟せると、當時戦局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遂に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて一二四件となり、同十三年に至りては僅かに九十五件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戦後不況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因由せるものなるべし。而して翌十四年には稍之れを挽回して二八五件、昭和元年には二〇四件、同二年には三五三件、同三年には五五一件、同四年には二六二件、同五年には二九五件、同六年には二二五件、同七年には二一七件、同八年には二七七件を算するに至れり。

昭和八年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し。

種別	探掘權		試掘權		砂鑛權	
	鑛區數	面積 <small>(ヘクタール)</small>	鑛區數	面積 <small>(ヘクタール)</small>	鑛區數	面積 <small>(ヘクタール)</small>
石炭	四九	一八、五八・五八	一六九	三八、〇五〇・一七		
石油	一〇	二、九〇四・一〇	五六	一四、九二五・六五		

計	砂金砂鐵	砂金砂白金	砂金砂水銀	砂白金	砂金	金	金銀銅硫化鐵	金銀銅
一〇・〇								一〇・〇
二、六六・四								
三七								
五、五〇・〇								
二五								
三、九八・八								
九、四七・七								

一七〇

鑛產物は鑛業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり。其の後漸次増加して昭和三年には五四一、六〇六噸、同四年には六三二、九三〇噸、同五年には六四四、九七四噸、同六年には六三七、九六二噸、同七年には六七七、三八九噸、同八年には八八八、九〇七噸を産するに至れり。

現稼行鑛區一覽

名	稱	所在地	鑛種	面積	着手年月日	鑛業 又は其の代表者
川上	炭鑛	豐原郡川上村大字三井及榮濱郡落合町大字西美保	石炭	一、八三・八	大正二、二、六三	山井鑛山株式會社
東白浦	炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	同	二、七〇・六	三、一、五	樺太炭鑛株式會社
大榮	炭鑛	泊居郡名寄村大字鷹澤	同	九四・六	七、六、三	王子製紙株式會社
知取	炭鑛	元泊郡元泊村大字檜保、知取町大字知取、茶釜、東柵丹	同	五、四・六	三、九、七	登帆炭鑛株式會社
大平	炭鑛	名好郡惠須取町大字大平	同	一、四九・六	三、三、五	王子製紙株式會社
檜保	炭鑛	元泊郡元泊村大字檜保	同	三〇・七	五、六、五	細入富重
惠須取	炭鑛	名好郡惠須取町大字惠須取	同	五、一〇・一	昭和二、二、三〇	尾亮三
内幌	炭鑛	本斗郡内幌村大字内幌	同	二、三六・八	四、一〇、三	内幌炭鑛鐵道株式會社
北泊幌	炭鑛	泊居郡泊居町大字唐緒	同	四、五・〇	五、九、三	梅野良藏
千歳	炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	同	四、八・三	五、三、九	樺太東白浦炭鑛合資會社
内川	炭鑛	敷香郡内路村大字植柴	同	二、五五・〇	四、七、五	三井鑛山株式會社
東海	炭鑛	元泊郡元泊村大字檜保	同	五、五・三	五、九、七	寺島藤兵衛
美田	炭鑛	長濱郡知床村大字外知床	同	六、四・七	六、九、三	瀧口松太郎
内路	炭鑛	敷香郡内路村大字内路及同郡泊岸村大字泊岸	同	六、四・〇	五、二、三	合資會社内路炭鑛
追手	炭鑛	野田郡野田町大字久良志	同	三、三・三	七、二、六	小澤敬佐

一七一

久良志炭鑛 野田郡野田町大字久良志

同

一九・八九〇

七、二、一白

井 爽 風

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。

非金屬鑛物として石灰石、海綠石及柘榴石等あり。其中石灰石は製紙用原料として、又海綠石は硬水軟化劑として採掘せられつゝあり。

第一款 石 炭

炭・田 炭田の主なるものは北部、中部、南部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹及東海岸炭田等にして、主として白堊系より成る西樺太山脈の兩側に發達する古第三系及新第三系中に胚胎し、之を分つて上部夾炭層及下部夾炭層の二群とす。

古第三系 下部夾炭層 親鷓、泊居、内淵、川上、雨龍、東部内幌及東部南名好炭田等

東海岸上部夾炭層 内川、知取、登帆、樺保、白浦及皆別炭田等

新第三系

西海岸上部夾炭層 北部 沃内、西柵丹、北名好、塔路、大平、惠須取及帆岸炭田等
南部 野田、吐鯤保、西部内幌及西部南名好炭田等

下部夾炭層 北は西海岸國境地方より泊居川流域を経て内淵川及川上川流域に發達し、南下して豊眞山道、留多加川流域に至れば一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺の兩側に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の厚さは七百米を降らず。三層乃至十三層の稼行炭層を挾有し、豊富なる埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重要視する可きものなり。

上部夾炭層 本層は東海岸上部夾炭層及西海岸上部夾炭層に分つことを得。

東海岸に於ては北は國境より南は白浦に至る約二五三籽の間及中知床半島皆別地方に發達し、就中北部封鎖炭田中の内川地方に在りては厚層の炭層を挾有せり。

西海岸に於ては更に之を北部及南部の二群に大別することを得。北部の夾炭層は北は親鷓地方より南は幌岸川上流地方に至る約一二〇籽の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も能く發達せる處に在りては十三枚の稼行炭層を挾有し炭層は一般に厚層にして厚さ十八米に達するものあり。南部の夾炭層は野田地方に局部的に存在する外、本斗より十和田に至る約七五籽の間に發達し層厚約三百米に及べり。

一般に上部夾炭層は東、西兩海岸地方に於て其の分布廣汎にして炭層概して厚く本島石炭鑛業の上重視

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重	骸炭性状	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
封鎖區域南部炭田内規	二〇・八	三・九六	四三・〇二	四三・三三	〇・三三	一・四六	不粘結性	一・三七	六、三〇〇
同内川	九・〇〇	六・〇〇	四四・〇〇	三九・八〇	〇・三〇	一・四九	同	一・七〇	六、一六九
知取炭田	一三・一〇	九・四〇	三六・二〇	四二・〇〇	〇・一七	—	同	—	五、七五〇

備考 一般に硫黄の含有量少く灰分も亦僅少なり。

第二款 石

油

樺太に於ける第三系は古第三系及新第三系に、新第三系は更に上層及下層に分つを得。現在迄に知られたる樺太に於ける含油層は何れも新第三系に限られたるもの如し。尙最近敷香郡敷香町古屯地方には白聖系最下位層中に瓦斯の發噴及石油徴候の存在せるを發見せられ、學術上重要な事實として一般の視聽を集めつゝあり。新第三系上部に屬する含油層を上部含油層、新第三系下部に屬する含油層を下部含油層と稱す。

上部含油層に屬するものに、西海岸の名寄、智來油田、本斗油田、野田油田及内淵油田に存する含油層等あり。
 下部含油層に屬するものに、西海岸の上能登呂油田及名寄、智來油田の下部等あり。
 蓄油を期待せらるゝ區域

- 一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略南北に走り、南は稚内川より北は眞岡に至る延長五十五軒に亘り吐鯤保澤は其の中心なり。
 - 二、内淵背斜層 南は圓山部落より、北は内淵川北岸山中部落に至る延長約二十一軒に亘り不對稱背斜構造をなす。
 - 三、智來背斜層 背斜軸は北西より南東に走り、智來部落より南東に延長約三・三軒にして斷層に境せられ一の不對稱背斜構造をなせり。
 - 四、名寄背斜層 背斜軸の延長は約四軒にして、北西は海に限られ、南東は斷層により切斷せらる。
 - 五、東條背斜層 東條川北方に在り。背斜軸の延長は約四軒にして、北西より南東に走り、北西は海に限らる。
 - 六、南名寄單斜層 東北東より西南西に走り、北西より北北西に十五度乃至二十度の緩傾斜をなせり。
- 樺太の石油試掘は大正十二、十三兩年度に於て施行せられ、爾後は中絶の状態にありたるも、昭和四年に至り日本石油株式會社が樺太廳の德意に依り樺太廳石油試掘獎勵補助金の交付を受け本斗郡本斗町、榮濱郡落合町及泊居郡名寄村の三地域に存する同會社所有の鑛區内に於て合計五本の試掘井を開坑し、内四本は不幸にして出油の徴候を認めず廢坑とせるも、昭和八年末現在に於ては名寄第二號井は掘鑿中に屬す。同會社に於ては今後尙引續き有望地域に順次試掘を行ふべく計畫中にして之等の結果は必らず出油を見るに至るべく本島石油鑛業の開發も近き將來にありと言ふ可し。

第三款 海 綠 石

西海岸泊居郡名寄村大字名寄部落の海岸に注ぐ名寄川の支流、西條川の上流、右岸の斷崖（海岸より約六料）に於て一の含油層を發見し、其の中の油砂は偶然にも加里工業原料として處理し得べき海綠石を含む海綠石砂岩なることを知りたり。爾來該地層の存在地域を調査せるに、右の外名寄村熊の澤、野田郡小能登呂村大字上能登呂、名好郡惠須取町、大泊郡大泊女麗間、内淵川第二支流にある白壘系及第三系其の他數箇所にも存在することを確めたり。而して之等の地域内にある海綠石砂岩層の廣袤即ち埋藏量は今後の探鑛、實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今、名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩中の加里含有率を示せば次の如し。（東北帝國大學理學部岩石、鑛物、鑛床學教室、八木理學士の分析結果に依る。）

選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五十乃至八十%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至十%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約十二乃至十五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類（甜菜、馬鈴薯等）、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害に對する抵抗力を強大にし

て其品質を良好ならしむるに大なる效果あり。

近年本邦土壤は歐米大陸の土壤中よりも遙かに加里含有量の少なきことを唱導せらるゝ結果、加里肥料の使用量を著しく増加するに至れり。然るに本邦に於ける加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大衝動を加へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば、本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。

最近に至り米國に於ては海綠石を硬水軟化劑として利用しつゝあるを以て、樺太產海綠石をも硬水軟化劑として利用し得べしとの見解の下に研究の結果、優良なる硬水軟化劑を製造することに成功し、既に一般工業的價值を認められたり。

第四款 柘 榴 石（金剛砂）

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近幌附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層を發見したるも、未だ之等柘榴石を胚胎せる母岩の現狀を知る能はざるを遺憾とす。

柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細粉のものは金剛砂及砥石として金屬及硝子等の研磨に供するを得べし。

第五款 金 屬 鑛 物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖、豊原町の東部より榮濱村の南部に連亘する

鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且西海岸嶋城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生界地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂礫を存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、從來需用炭の一部は之を島外に仰ぎつゝ、ありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部(自北内幌澤至白牛川面積二、一三八・九八ヘクタール)及北部炭田の一部(自内川面積二、五九五・二五ヘクタール)を開放し自給自足を計りたり。最近五ヶ年間に於ける本島石炭の産額を示せば次の如し。(單位噸)

炭鑛	年次	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
川上炭鑛		二二、八六八	三九、六六三	三三、一三三	一五、八七五	一九、二一〇
大榮炭鑛		六、九五五	三、一八〇	四、〇〇〇	五、一〇〇	七、五〇三
東白浦炭鑛		二四、七三四	一四、〇七七	一四、七五七	二六、九九六	三、五四八
知取炭鑛		一一〇、二九一	一一三、〇四三	一一三、七〇一	一三七、三〇一	一四四、九九三



三井株式會社上川炭鑛坑内

大平炭	一九一、四三三	一九〇、五一八	一七四、九四三	二〇四、七三二	二九〇、九〇一
極保炭	一〇、五六五	八、九九九	一〇、四一三	二二、二二五	一八、一〇一
惠須取炭	三、四〇四	八、五七九	一六、三九〇	二五、五九三	六八、一七七
北泊帆炭	三三一	二五一	四七二	三七二	三五八
内幌炭		一、八九五	一六、〇一一	三三、八二七	四八、三六七
千歳炭		一、七二三	二、七八五	二、〇〇八	四、六四八
内川炭		二〇九	三〇四	四二五	九八一
美田炭			二、〇一一	一、九四五	八、二四五
東海炭	二、三六五	一、二三五	三、五六三	四、八四三	四、〇六三
其計の他	六三三、五二五	六〇九	一、四三二	一、四三三	二、七九四
計	六三三、五二五	六四四、九七四	六三七、九六二	六七七、三六九	八八八、九〇七

第一款 鑛業の現況

(一) 川上炭鑛 本炭鑛は三井鑛山株式會社の經營に係り、中部封鎖炭田の南端を占め、豊原郡川上村及榮濱郡落合町に跨がれる約一千八百餘ヘクタールの鑛區にして、鑛業事務所を豊原郡川上村字三井に置く。川上線の終點にして豊原町を距る三十二軒の地點にあり。

炭層は下部夾炭層群に屬し、走向約南北、傾斜西に四十度乃至五十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至

鑛業

二米のもの十四層あり現在十四番上、下層の各水準以上を採炭稼行す。採炭方法は當初炭層に直角に鑛入坑道を設け各炭層に達する毎に其の走向に沿ふて主要坑道を掘進し、次いで其の上部に平行せる中切坑道を設く。採炭は長壁式にして機械掘に依りコイルピック、壓氣ドリル、電氣ドリル及截炭機等を使用す。通氣は自然通風にして、必要に應じ坑内數ヶ所に局部煽風機を用ふ。瓦斯及炭塵の存在少なく且保安施設完備せり。本炭鑛に於ては特に岩盤坑道を設け、之にガナイト被覆を施し永久的の坑道と爲す。坑内外の運搬には架線式電車を用ふ。選炭場は十時間一千噸の能力を有するも未だ水洗を行はず。炭質は瀝靑炭にして色は漆黒光澤を有し、概して不粘結性にして灰分少なく發熱量多し。所謂牙物炭として歡迎せらる。汽罐用に供せらる、外家庭用炭としても亦好適し、樺太廳鐵道、豊原、大泊及落合各製紙工場用若は家庭用として販賣せられ近時島外にも移出す。坑内外諸機械の原動力、電車運轉及點燈其の他の電力供給の爲出力一、〇四〇ギロワットの火力發電所を設備す。

(二) 大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川の支流に跨がれる平坦地域にして約一千二百ヘクタールの鑛區を抱擁し、王子製紙株式會社の經營にかゝる。炭鑛事務所所在地大平は惠須取港を距る東北方約十五軒の地點にあり。此の間輕便鐵道に依りて連絡す。

炭層は上部夾炭層群に屬し、走向は北十度西より北十度東の間にして、傾斜は南西又は北西に十五度乃至二十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至八米のもの十一層あり。現在七・三米層、五・八米層、三・三米層、二・四米層、二・一米層及一・一米層の各水準以上を稼行す。七・三米層中地表に近き部分は、電氣シヨベルに依りて表土を剝離したる後、階段式に露天掘採炭を行ふも冬季間はこれを行はず。採炭法は從來殘柱式及柱房式に依りしも漸次長壁式を採用するに至り、截炭機、セーキングコンベヤー及電氣ドリルを使用す。通氣は自然通風なり。坑内外の運搬は捲揚機及馬匹による。選炭場としての設備なく、單に貯炭場中にスクリーンを並列し之によりて塊炭及粉炭の二種に篩別するのみなり。石炭は不粘結性又は弱粘結性の良質瀝靑炭にして固有の光澤を有し、發熱量多く硫黄分少し。汽罐用及家庭用炭として好適し、惠須取及眞岡のバルブ工場用並附近住民の家庭用に供し一部を島外に移出す。

(三) 知取炭鑛 本炭鑛は元泊郡知取町地内に於ける約五百九十ヘクタールの鑛區にして、登帆炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線知取驛を距る東方約一・五軒の地にありて知取川の北方左岸に位す。炭層は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向北二十三度東、傾斜急にして上部に於ては西に、下部に於ては東に約七十度なり。主要炭層の數は六層にして厚さ〇・六乃至三米なり。現在主として二、三、四、五番の各層を稼行す。水準以上の採炭は鑛入坑道により、水準以下は斜坑による。何れも炭層に直角に開坑して各層に達し、それより炭層の走向に沿ふて主要坑道を設け、其の上部に於て之と平行に中切坑道を掘進す。採炭は昇向柱房式又は階段式長壁法にして手掘及機械採炭に依りコイルピック、壓氣ドリル、電氣ドリルを使用す。通氣は水準以上の採炭に當りては自然通風によるも、水準以下に於てはシロッコ式煽風機を使用せり。瓦斯の存在箇所ありと雖、通氣良好なる爲停滯せず、且坑内一般に濕潤にして炭塵の存在殆んど無く保安施設亦完備せり。運搬は坑内に於ては蓄電池機關車を、斜坑に對

しては斜坑捲揚機を、坑外に於ては架線式電車を用ふ。石炭は低度瀝青炭に屬し、不粘結性にして出炭量の殆んど全部は知取製紙工場用として使用せられ、冬季間僅かに市中家庭用として販賣せらるゝに過ぎず。

(四) 大榮炭鑛 本炭鑛は泊居郡名寄村に存する約九百九十ヘクタールの鑛區にして、王子製紙株式會社の經營に係り、炭鑛事務所々在地たる大榮部落及西海岸泊居町約十九軒間には十六軒の輕便鐵道及三軒の架空索道あり。炭層は下部夾炭層群に屬するものにして、走向は地質の變動に依り南北又は東西にして、傾斜は緩にして東西又は南北に十度内外なり。炭層中稼行に堪ゆるものは一、二米の一層あるのみなり。採炭法は柱房式に依り全部水準上の採炭にして手掘及機械掘により電氣ドリルを使用す。

通氣は自然通風にして瓦斯炭塵に對する危険なく照明にはアセチレン燈を使用す。選炭設備としては塊、粉に分つスクリーンを有するのみ。炭質は瀝青炭に屬し、漆黒にして光澤あり。不粘結性にして灰分少なく發熱量多きを以て汽罐及家庭用炭として好適せり。出炭の大部分は泊居製紙工場用として供給せられ、殘餘は附近町村家庭用炭として販賣せらる。

(五) 東白浦炭鑛 本炭鑛は榮濱郡白縫村に存する約二百五十ヘクタールの鑛區にして、樺太炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線白浦驛を距る二・三軒の位置にあり。

炭鑛は東海岸上部炭層群に屬し、走向東西、南に平均四十五度の傾斜を爲す。主要炭層數は五層にして厚さ〇・七乃至一・二米なり。現在稼行中のものは一、二番の二層なり。開坑は水準上は鑛入坑道に、水準

下は斜坑に依るも現在は水準下のみを採炭す。石炭は不粘結性にして低度瀝青炭に屬し、出炭の約半數は落合製紙工場に供給し其の殘餘は樺太鐵道用、家庭用炭及移出用に充つ。

(六) 檜保炭鑛 本炭鑛は元泊郡元泊村に存する三百三十餘ヘクタールの鑛區にして細入富重の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線檜保驛を距る北方約半軒の位置にあり。大正十五年開坑せられ今日に至る。炭層は東海岸上部夾炭層群に屬するものにして、走向北二十五度東、傾斜急にして東に七十度なり。主要炭層數は五層ありて厚さ〇・四乃至一・四米に及び現在稼行中のものは三及四番層にして水準以上なり。開坑は露頭より炭層の走向に沿ふて掘進せるものと、鑛入坑道によりて採炭せるものとあり。採炭は昇向柱房式にして全部手掘による。通氣は自然通風なり。多少の瓦斯湧出あり。石炭は低度瀝青炭にして殆んど家庭用に供せらる。

(七) 惠須取炭鑛 本炭鑛は名好郡惠須取町の南方約十六軒の位置に存する五八一ヘクタールの鑛區にして、宮尾亮三の經營に係り、昭和二年十二月の開坑にして事務所は天内川口を遡ること約六軒の地點にあり。炭層は中部夾炭層群に屬し、厚さ一乃至十米のもの十數層あり。走向は殆んど南北にして、東に七十度の急傾斜をなす。現在稼行中の炭層は二層にして、露頭部より直ちに炭層の走向に沿ひて坑道を掘進して採炭を爲し水準以上のみを稼行し、昇向柱房式による。全部手掘により、通氣は自然通風にして瓦斯炭塵の發生少なし。石炭は不粘結性にして瀝青炭に屬し汽罐用及家庭燃料に適し大部分は天内海岸より移出せらる。

(八) 内幌炭鑛 本炭鑛は本斗郡好仁村及内幌村に亘る二、一三九ヘクタールの鑛區にして南部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月を以て開封せられ内幌炭鑛鐵道株式會社の經營に係る。炭鑛山元と本斗との間約十六軒に私設鐵道を敷設し運輸の便に供す。炭層は上部夾炭層群に屬し、鑛區内を南北に縦走せる一向斜軸を中心として東西兩側に炭層存在す。諸所に露頭ありて厚さ三米のもの二層あり。傾斜は六〇度乃至三〇度東又は西なり。採炭法は從來沿層水平坑道に依りたるも昭和八年七月より水準下採炭の爲斜坑の掘鑿に着手し、現在に於ては斜坑及各片譬坑道の掘進中なり。掘鑿法は斜向長壁式に依り、採掘跡は乾式完全充填を行ふものとし、壓氣ドリル、コイルピックを使用し、通氣用として主要及局部燻風機を使用す。最近諸種原動力用として二五〇キロワット火力發電所を設置せり。炭質は低度瀝青炭に屬するも家庭用に適し現に附近町村及豊原方面に販賣せらる。

尙注目すべきは内幌に於ける年十一萬噸の産炭處理のため石炭低温乾餾工場及北内幌港に於ける内地移出炭積出用棧橋設備の建設豫定にして之等完成の曉に於ける本炭鑛の發展は著るしきものあるべし。

(九) 内川炭鑛 本炭鑛は敷香郡内路村及敷香町に亘れる二千六百ヘクタールの鑛區にして北部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月に於ける開封の結果三井鑛山株式會社に鑛業權を與へられたるものにして昭和四年七月操業の準備に着手したるも未だ開坑の運びに至らず。

炭層は上部夾炭層に屬し、其の數十層あり。厚さ〇・五米より八米に及ぶ。鑛區内を南北に走れる一向斜軸により炭層は東翼、西翼に分たる。傾斜は三〇度乃至八〇度東又は西なり。炭質は低度瀝青炭に

屬す。昭和五年十月以降九米層の一部露頭を階段式露天掘にて採掘し附近部落民の家庭燃料に供せり。

第二款 鑛業の將來

樺太に於て現在採掘稼行せられつゝある鑛物は石炭鑛のみなり。然りと雖將來採掘調査の進展に従ひ石油は勿論其の他の鑛物も亦發見せらるゝに至り、夫等が有利に採掘稼行せらるゝ時期の到來すべきことに就ては大なる期待を有するを得べし。

石炭鑛業にありては昭和八年中に於て八八八、九〇七噸を産出し、其の中約十七萬噸を島外に移出し、從來に比して著しき進展を示せりと雖、稼行炭鑛數少く一ヶ年の出炭量は未だ樺太に於ける埋藏炭量の二千分の一にも足らざる状態にあり、樺太の石炭鑛業は前途遼遠なりと謂ふべし。而して島内の炭田分布状態を見るに各地に散在して適當に集合せりと雖、炭層の膨縮、炭質の變化及斷層又は褶曲作用の影響等比較的頻繁なるのみならず、炭田地域の地勢狹隘なるを以て、内地に於けるが如く多數の炭鑛相隣接錯綜して別個に採掘稼行を開始するに至らば各炭鑛相互間の諸施設及び操業上の不利、不便は勿論鑛利の損失も亦甚大なるものあるべく殊に港灣築設の關係上將來に於ける石炭の移輸出に圓滑を欠くに至るべし。仍て將來の對策として各炭田地域毎に現在稼行中の小數炭鑛を基礎とし之に未採掘石炭鑛區の合同を爲さしめ秩序整然たる科學的管理法の下に企業及採掘の統制を圖り大量生産に依る石炭生産費の遞減に努力せしめ、以て島外移輸出の増進と島内に於ける石炭油工業の勃興を圖るは樺太の石炭を現在の地方的のものよ

り國家的産業として發展せしむることを得べき最も適切なる方策なりと謂ふべし。

次に石油鑛業に就ては我國に於ける石油資源は敢て豊富なりと言ふを得ざるべしと雖、油脈は南は臺灣より本州裏日本を経て北海道に亘り遂に本島に及び而かも含油層の分布状態は前述せる所に依りて明かなるが如く相當有望地域として大いに期待せらるゝに拘らず、未だ出油を見るに至らざるは畢竟するに試掘事業の不振なるに基因するものなりと斷ずるを得べし。

今や我國は外交上未曾有の危機に直面せる時に當り、吾人の最も寒心に堪えざるは石油の欠乏にあり。此の時に於て樺太に於ける油田調査の範圍は更に之を擴張し、以て樺太に於ける含油層の分布状態を明確ならしめ、殊に其の中の有望地域に對しては漸次試掘井を開坑せしむるは眞に焦眉の急務なるべし。

第十章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文獻の徵すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間藥品の採取を奨勵したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の闊葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白樺の純林となる、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の森林面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大體二、八

九五、〇六七ヘクタールにして之に大學演習林面積八一、七四一ヘクタールを加ふれば二、九七八、八六七ヘクタールに達し邦領樺太全面積の約八割三分を占む。昭和七年度森林收入總額八、〇〇四、七七五圓に及び同年樺太廳歳入總額の約三割六分を占め依然財政收入の主要財源たるを失はず。

第二節 林政

領有直後並民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令によりて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き、昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に設置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐森林火



(一) 相林の林験試呂保



(二) 上 同

災、放牧、又は無斷開墾等頗りに行はれたるを以て、林業の發展上違算なきを期する爲に、昭和三年大増員を行ひ定員二六三名となし、之を各林務署及四十八ヶ所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めつゝあり。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月官制改革の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於てし、其の企劃並監督は之を林務、林業兩課に於て爲すこと、なれり。各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し。

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野產物並製品處分、官行斫伐の基本企劃及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企劃並監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、營林の實行及公私有林の監督指導に關する事項
尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

林業

昭和七年樺太林政史上に未曾有の大改革を斷行せり。其の主なる事項は賣拂單價制一制度の廢止、賣拂調査方法の改善、林務實地監査の勵行、出材數量の統制、年期賣拂契約の整理、年期賣拂制度の廢止、島外用材賣拂の隨意契約廢止、農林適地區分並施業案編成速進計畫、造林事業の大擴張等諸般に亘る森林政策の革新を以て從來の面目を一新し其の效を收めつゝあり。

第三節 造林

一、樺太に於ける造林の沿革

- (イ) 露領時代は全島殆んど天然林を以て蔽はれ住民各自其の欲する所に從ひ利用せしも、造林に關しては何等施設なかりしものゝ如し。
- (ロ) 領有後製紙工業の勃興に伴ひ天然林の利用大いに進みしも其の伐跡に對しては既存天然生後繼樹の生長に依る自然の成林を期待せり。
- (ハ) 然るに年々各地に頻發せる山火は所期の天然更新を妨ぐるること大なるものありしのみならず、大正九年邦領南部の天然林に突發したる松毛蟲の慘害は、世人をして樺太の林力保續上至大の不安を感じしむるに至れり。
- (ニ) 大正九年造林用苗木養成に着手すると同時に落合方面に播種造林を試み爾來播種及植樹により主として山火跡地の復舊に努力し、尙保護施設としての防火線は大正十一年より、林内歩道は昭和四年より、又天然更新の補助作業は將來樺太に於ける造林事業の主体たるべしとの見地に基き昭和四年より夫々之を實施し來れり。

二、現在及將來の方針

- (イ) 樺太に於ける國有未開地に關しては目下拓殖上の諸關係に基き之が利用上の區分を急ぎつゝあるを以て、當分の内造林事業は主として公安公益の爲緊急成林を要する保安林見込地若は地方資材の欠乏目捷の間に迫れる方面に就き之を行ふものとし、次で近く國有林決定の上は主力を漸次一般國有林就中北部森林の天然更新に轉じ、以て林力の増進を圖ると同時に間接に水産の恒續、水害の豫防等島情の安定に資する所あらむとす。
- (ロ) 造林方法は天然更新地に對しては其の林況に基き下種、補植、除伐等適切なる補助作業を加ふるものとし、天然更新の見込なき未立木地に對しては植樹或は播種造林を施行し、終始山火の防止に努力しつゝ其の成林を期せむとす。

次に造林樹種は天然更新に在りてはトドマツ、エゾマツ、グイマツ、樺類等現地既存のものを主體として其の成林撫育を圖るべきは勿論なれど、人工造林に於ても亦郷土の樹種を最安全なりとする技術上の通則と、既往數年の造林成績並將來の需要を考察し、主としてグイマツ、エゾマツ、トドマツ、樺類の如き在來種を用ひて要造林地の種々なる立地に應じ適切に配植し、以てバ

ルプ資材、鑛業用材、構築用材、薪炭材等島内消費原木の自給を圓滑ならしむる方針なり。
 尙現在の廣大なる未立木地は官民協力して之が成林を促進する必要があるのみならず、一面山火警
 防上住民に直接の利害關係を齎すべき民營林設定の急務なるを認め目下之が實現につき立案中な
 り。

三、既往施業の概要

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線延長	林内歩道新設延長
自大正九年		四九、一九・四 ^{HA}	二、七九・七 ^{HA}	一七三・三 ^{HA}	八四、二九 ^米	五四、八八 ^米
昭和四年		四四・〇〇	一、四四・五八	四七・九〇	三三、〇三 ^米	三〇、〇一 ^米
昭和五年		—	二、〇八・四四	九三・六〇	二七、九六 ^米	一〇三、八八 ^米
昭和六年		四〇七・〇三	二、三三・四三	四七三・六五	八二、八四 ^米	三六、九四 ^米
昭和七年		三五・一〇	三、一五・〇三見込	六三三・四九	五五、四四 ^米	一〇六、二四 ^米
昭和八年		五〇、〇六・五五	一、六四六・八九見込	一、四四〇・〇〇	九三三、六七 ^米	七三、八七 ^米
累計						

備考 昭和八年度分天然更新面積は目下事業実行中なるを以て見込面積を計上す。

説明

(イ) 播種造林は發生後の経過不良なるもの又は山火の爲焼失したるもの等施業面積累計の過半に達せ

るも爾餘の成績比較的良好なるものに在りては今後補植に依り、或は現に混生せる天然生稚樹と共に成林せしめ得る見込充分にして、本事業は將來尙植樹造林の傍研究的に之を續行する豫定なり。

(ロ) 植樹造林の成績は概して良好なるも、信州カラマツ、ドイツタウヒの如き外來種は野兎野鼠等の被害各地に生し、且本島の寒氣に堪え難きものゝ如し。仍て將來は前述の如く主として本島在來の樹種を用ひむとす。

(ハ) 天然更新事業は既往伐跡の内後繼樹過密なる箇所に対し其の成長を促進する目的を以て除伐を施行せり。

(ニ) 防火線は概ね危險地帯に沿ひ又は峰通りに於て幅員五米、十米若は二十米の剝土面を作り、此の線を以て山火消防の據點とし被害を可及的小範圍に局限せんとするものなり。

(ホ) 林内歩道は幅員一、二米を標準とし其の目的は造林の實行、林野の保護巡視並山火に於ける活動に便ならしむるにあり。將來森林の利用並造林の進捗と共に逐次其の施設地域を擴張せむとす。

(ヘ) 既往造林事業の實行に就きては養苗、造林、保護施設等何れも確固たる基案の編成を困難とする事情の下に経過し、毎年當年度の豫算、人員、事業の緩急及勞力分布の状態等を考慮しつゝ善處し來れり。

第四節 森林經營調査

一、既往に於ける調査概要

(イ) 邦領樺太森林調査は領有の次年即ち明治三十九年に之を開始し同四十一年迄の三ヶ年に於て其の概況調査を遂げたり。其の後引き続き一部分の林地細密調査、乾留工業用潤葉樹の蓄積調査、全島に亘る簡易施業案の編成及簡易林地區分調査をなし昭和三年を以て一先づ完了したり。

(ロ) 昭和四年度は大泊町外三十九町村に對し面積約六萬ヘクタールの町村林豫定地を分割調査す。

二、現在に於ける調査概要

(イ) 昭和五年度本邦林業界空前の壯舉たる航空寫眞撮影による地形及林相調査を執行す。即ち陸軍當局の諒解を得て下志津陸軍飛行學校に交渉し八八式偵察機四機を以て知取、伊皿を連ぬる線以北保惠、恩内を連ぬる線以南の區域外二箇所此の面積約七〇〇、〇〇〇ヘクタールに及ぶ。本撮影實施の結果は其の寫眞應用により頗る敏速且普遍的に各種調査及立案に至便を來し、本島森林經營並其の他の産業開發上一大革命を招來せり。

(ロ) 昭和六年度は前年に引續き落合、小能登呂を連ぬる線以北、知取、伊皿以南及保惠、恩内以北國境間、外二箇所此の面積約一、〇〇〇、〇〇〇ヘクタールの撮影をなす。更に同年陸軍陸地測量部に依頼し前記寫眞區域の地形圖化に着手し略完了せり。同時に林業課に

於ても紙片法及三角形分割法を應用し寫眞より直ちに誘導せる林相圖を作製せり。

(ハ) 昭和七年度は時局多端の關係上飛行機による航空撮影は之を中止したるも、前兩年間の撮影區域の内落合、小能登呂以北幌内川以西國境間一、六六七、〇〇〇ヘクタールに對し寫眞を應用し、本島拓殖の現況及將來を考慮しつ、最も科學的且合理的に農林適地區分調査即ち從來の國有未開地を要存置林(固定國有林)不要存置林(公私有林豫定地)及殖民見込地(農牧用地、鱈漁業用地、住宅地、其の他)に區分實測し、以て國有林として經營すべき區域及面積を確定したり。

(ニ) 昭和八年度も都合に依り航空撮影は中止の餘儀なきに至りたる爲全力を擧げて施業案編成に従事せり。即ち本島森林中最も重要地位を占むる惠須取、敷香兩林務署管内の約一〇〇萬ヘクタール(殖民見込地及不要存置林を含む)に對し之を名好、惠須取、鷓城、氣屯、敷香及新問の六事業區に分ち本島森林の特異性並特殊事情に應じ夫々合法的施業を企劃し實査終了、昭和九年度以降本案の實施を見らるゝに至れり。

三、將來に於ける調査方針の概要

昭和九年度より同十七年度に至る九ヶ年間を以て左記業務を遂行せしむる豫定なり。

(一)

年度	調査別	摘要
昭和九年度	航空寫眞撮影施業案編成	多來加、散江方面面積約六十五萬ヘクタール、知取、珍内以南—内淵、小能登呂以北
自昭和十年 至同十二年	林地區分及施業案編成	多來加、散江方面及内淵小能登呂以南全部
自昭和十三年 至同十七年	施業案臨時檢訂	前五年間を以て編成済の全島施業案に對し順次臨時檢訂をなす。

(ロ)

年度	調査別	摘要
自昭和九年度 至同十四年度	土地利用基本調査	昭和七年度施行済及今後實行豫定の農林適地區分に依る不要存置林野及殖民見込地に對し更に細部精査の上土地利用の萬全を計る目的を以て殖民課技術員其の他と協力全島に亘り之が基本調査を爲すものとす。

因に施業案編成の要目は森林經營上適當なる圍地區域(事業區)の決定、當該區域内の面積蓄積及地況林況調査、伐採方法、各年の伐採順序及數量、供給先、跡地更新方法、各種設備及工事計畫、保安林の設定、事業區の收支計算其の他營林に關する必要事項を洩なく調査説明し、且之等の關係圖簿を調製するものにして、此の一貫せる編成案の運用を俟つて初めて森林の利用は永遠に保續せられ、併せて國土の保安並公益を保持せらるゝに至るものとす。

第五節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈せしに、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として殘されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、パルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟ちてここにパルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ操業の開始を見たり。時恰も歐洲戰亂に際會し、パルプの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を挙げ、本島パルプの名譽頗る昂まれり。爾來打續く好況に伴ひ島内各所に工場設立せられ現時島内に八工場を數ふるに至れり。然れ共昭和五年以來の經濟界の不況に伴ひ消費の減少と外國製品のダンピング若くは支那に於ける排日等に起因し之が滯貨は夥しく、其の排出に著しく苦境に置かれしかば、遂に王子製紙株式會社は昭和六年十月大泊工場を休止し、豊原工場の操業半減を斷行せり。又樺太工業株式會社に於ても泊居工場の製紙パルプの操短を行ひ、而かも前途尙暗憊たるものありしに、昭和七年十月突如王子、富士、樺工三社合併し王子製紙株式會社となりたる結果と其の後漸次財界事情の回復したるにより休業中の大泊工場は再轉し、其の他の工場も漸次増産を爲すに至れり。尙豫て建設計畫中の日本人絹パルプ會社に在りては目下敷香町に工場建設中に屬し

近く操業開始の豫定なり。昭和七年末産額パルプ約十六萬噸、洋紙約十三萬噸に達し、之が資材消費量約二萬立方米に及び本邦パルプ産額の約半數を供給する現況にあり。
島内製紙工場最近四ヶ年に於ける生産額左の如し。

年次	工場數	生産		價		紙類	格計
		パルプ	紙類	パルプ	紙類		
昭和四年	八	一五、三五	一五、五九三	二一、一三六、一三三	三〇、五六〇、〇六八	五一、七〇六、一八一	
昭和五年	八	一九、三〇九	一九、六六二	二四、一六一、二七〇	三〇、六五二、二七〇	五〇、八二三、五四〇	
昭和六年	八	一七、一三五	一三、三四二	一八、二五一、三三六	二五、六六六、〇二一	四九、九一七、九四三	
昭和七年	八	一六、〇九二	一九、七二〇	一七、三九五、九六三	二四、五三七、三三三	四一、九三三、二七六	

第六節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。

今其の箇所、設定年月日を表記すれば次の如し。

尙昭和八年三月末に於ける蓄積材積針葉樹二二、六六五、二六〇立方米、闊葉樹七五三、五五三立方米なり。

演習林名	所在地	設定年月
東京帝國大學演習林	榮濱郡榮濱村大字相濱字小田寒	大正三年四月
京都帝國大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村大字新間	大正四年十二月
同 亞屯演習林	敷香郡敷香町大字氣屯字亞屯	大正五年二月
北海道帝國大學演習林	久春内郡三濱村大字幸濱	大正二年六月
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香町大字保惠	大正三年四月
計		

第七節 官行斫伐

第一款 概説

第一項 事業の開始

大正八年より大正十二年に亘る松粘蠲蔓延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二、四四九立方米の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ると同時に他方官營に

係る虫害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は將來林力を保續し得ざると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、輪伐期百年、回歸二十年の擇伐更新法を採用し、伐採率を胸高直徑四寸以上の立木に付き材積六割以内、本數二割以内として胸高直徑九寸以上のものを伐採することに改めたり。

然るに之を民營に一任しては萬全の結果を得難き事情あるに鑑み、更に昭和元年度より改訂方針に基き恒久的官行斫伐事業を実施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たるが、昭和五年一月二十一日林務署官制公布と共に右實行は林務署に移り樺太廳林業課、林務課にて監督並計畫を爲すことに改定森林作業所は廢止されたり。

第二項 事業の計畫

昭和二年五月現行官行斫伐事業開始に當り年々丸太五三五、七四三立方米を伐採し翌年度之を搬出して賣拂處分を爲す豫定の處種々の事情に依り既定計畫の通り實現するに至らず年々伐採數量等變更せられたりしが、昭和五年度以降年々丸太約一九六、三七〇立方米を伐採し翌年度之を搬出處分することに改變せられたり。

昭和八年度事業計畫を示せば左の如し。

一、官行斫伐收入

一、九八二、二二一圓

二、官行斫伐費

五三五、九三九圓

三、伐木造材

伐木造材二〇五、三〇〇立方米、搬出二〇一、〇二〇立方米

販賣 二〇一、〇二〇立方米

四、事業箇所

西柵丹、北名好、氣屯、淺瀬、遠内

計五箇所

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四纏以上、長さ一・九及三・八米とし、カラマツは末口直徑一〇纏以上、長さ四・〇及四・二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。

冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。

トラクターは昭和二年に於てフォードソン六臺、LHW二臺、計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣屯等の事業所にて之を應用し、同三年度は氣屯事業所に於て試験的に實行せるも以後は之を中止せり。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下け水中引渡或は水切卷立をなす。
製品處分 製紙會社年期賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫約公

募に依り處分す。事業成績細別左表の如し。

事業成績表

年 度	伐 木	搬 出	引 渡	備 考
自大正十一年 至昭和元年	九、二五、〇〇四・四 石 一、三五五・〇〇 平方米	八、四八五、八五九・一五 石 一、〇〇八・七〇 平方米	八、七四、八〇四・五二 石 一、九四、〇六 平方米	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。 二、敷は新材なり。 三、材積は昭和元年以前は石を以て示し、昭和二年以降は立方米を以て示す。
昭和二年	五四一、六三〇	二五、四二九	七、三二七	
昭和三年	四九三、三四一	四九四、一五七	五〇九、三二八	
昭和四年	四九二、〇六二	四九七、八三三	五〇四、九二二	
昭和五年	一九七、七四三	四九二、二五〇	四九二、二五〇	
昭和六年	二〇五、五八八	二〇三、一六六	二〇三、一六六	
昭和七年	二〇一、〇二〇	一九六、六七三	一九六、六七三	

賣・拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し年期、豫約公募、特賣等に附し賣拂を爲す。其の數量賣拂價格等を表示すれば左の如し。

年 度	賣 拂 別 積立金額	年 期	豫約公募	特 賣	計
自大正十一年 至昭和元年	材積 七、四八八、八八三・六六	二、七六一、八五〇・〇九	二、三四二、七〇六・五一	三、六四〇、九二二・九二	八、七六四、八〇四・五二
昭和二年	材積 八、八三四、五三七	六、一八一、九五四・四三	八、八三四、五三七	八、七四〇、一四四・八	三三、三〇、九二二・七
昭和三年	材積 六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	八、〇五二、五八二	八九、八八七、一九
昭和四年	材積 三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	一、〇六三、五三四・三	一、一〇〇、四九九・三三
昭和五年	材積 三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	四三三、二五三・三九	四三三、二五三・三九
昭和六年	材積 三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九
昭和七年	材積 三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九
累 計	材積 六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一

備考 自大正十一年 至昭和元年 は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり

第十一章 水産業

第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、その他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業

の数を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず即ち

鯨、鱒及鮭の定置漁業、介類、藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要し其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒及鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十三種に大別し支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。而して鯨及鱒の漁利は漁村維持の爲に特に必要なるものに付許可漁業中刺網、鯨流網、鱒配繩の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人と雖之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者使用せずして漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鯨、鱒、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては自由に之を放任せり。

第一節 漁業並水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鱒、鮭、鱈、鰈、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、

臘納獸及昆布等にして其の漁業竝に製造の概況を記述すれば

鮫 鮫漁業は其の産額漁業中の首位を占め全管内之が漁獲を見ざるなしと雖就中近時漁獲最も多き地方は西海岸各地にして、亞庭灣沿岸及東海岸は天災海況の變化等相踵ぎ昔日の如き漁獲なし。

本漁業中定置漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ一漁業權に付建網一統及曳網一統なりしが翌四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鮫とは別個の漁業權と爲し鮫漁に對しては副網に代ふるに待網を以てし、更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許せり。又專用漁業に使用する漁具は大正四年に於ける制度改正に際しては刺網のみなりしが大正十一年更に之を改正して刺網と地曳網又は船曳網の併用を認め大正十五年更に刺網と小建網又は地曳網を使用せしむることに改正せられたり。

其の他漁業組合の組合員に限り六月十五日より流網を十月一日より刺網を使用することを得せしむ。

鮫は各漁業者に依り其の大部分は製造せられ、製品の重なるものは擇和なるも近時身欠鮫並鱈の製品次第に其數を増加し各製品の品質改良に意を用ゆるに至れり。鹽鮫は明治四十五年後數年間當該漁業者に依り製造せられ支那に試賣したりしも其の成績良好ならざりし爲大正五年以後之を中止せり。亦近時燻製鮫の製造に従事するものあるに至りたるも其の産額未だ多からず。生賣は貯藏並輸送機關の完備に伴ひ年々其の量を増加するの傾向を示せり。鮫漁業の經濟改善は久しきに亘りて攻究せられたりしが昭和七年十二



鮫 漁



鮫 漁

月樺太共同漁業株式會社（總資本金五二六萬圓）の創立に依り資金の融通並販賣統制を圖ることを得るに至れり。

鯨漁獲高（單位疋）

年度	支廳							計	
	敷	香	元	泊	豊	原	大		
昭和四年	一〇、六九七、三九三	六、九四九、三三三	二、六四三、三二二	二、四三三、二四三	一、四三三、二四三	八三三、二七〇	二九、四三二、四三〇	一〇、五五六、二五〇	
昭和五年	二二、四八一、八〇四	一八、六六〇、五三二	三、〇三三、三六三	三、〇〇三、〇〇三	三、七八一、三二五	四、四九一、七二〇	七四八、七三三	四七、四七五、四七五	
昭和六年	一、〇八七、八三八	六、五二〇	二、六一、九三八	四、四三三、二八二	六、三〇一、八二六	三、一六六、二一五	四、五四六、八三四	四〇、〇〇四	
昭和七年	一、二二六、九二三	三、四一、四七五	六、九九四、八六六	二、五五、八三九	八、三三〇、二五〇	六、四〇三、七六三	九、八六六、〇三三	三三、八四三、八九八	
昭和八年	三、二五五、七五〇	九、五、三四八	五、三、九四〇	九、四、七七七	九、一、四三三	七、一、四九一	一〇、〇、七〇三	一、九、七、四二二	四二、二、七五、二七五

鯨・鯨漁業は鯨漁業に亞ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加、新間間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とする一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鯨漁場は比較的優秀なり。本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることとなり。鯨は島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの並詰詰原料に供するもの次第に増加せるも、尙其の大部分は鹽藏せらる。

鱈漁獲高 (單位疋)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和四年	四、五六八、四〇〇	二、三〇三、八二〇	一、〇一〇、三九六	一、三三四、六〇九	二、七九、二二〇	七八五、〇四八	九九八、〇〇六	一一、二六九、四八九							
昭和五年	七、六七三、四三五	一、九三三、六〇四	九六六、八二八	六九三、四三三	九九二、〇五一	二、七四九、一九三	二五六、二七五	一五、二五三、八一九							
昭和六年	五、六四七、七八一	九七五、五六五	三三一、八〇〇	五二六、八六三	二五三、九〇二	五五六、八一五	七七六、六四〇	九、三〇一、三六五							
昭和七年	一、七〇三、七七一	一四、九九〇	一〇六、三〇九	八〇、九八八	五三三、五〇四	二、八八七、七四八	二九八、一九三	五、七三三、七二三							
昭和八年	九、三九八、九四四	一、二〇三、二八八	四九九、七五五	二、七三三、七三五	二八、六四八	三七四、四六八	一四六、五二〇	一四、三〇四、二六八							

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高二十萬疋内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては南蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて十萬疋以上漁獲するものあり。

鮭は鱈と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鮭漁獲高 (單位疋)

年度	支廳														
	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和四年	五七二、五三五	六、四八四	一〇八、九四二	二八四、五〇一	一七、八五八	五〇、二六五	一、四四五	一、一五五、〇〇九							
昭和五年	一、〇九九、五三〇	四、三二七	一四一、七八八	七六、五九一	二八、三六六	一一八、六三一	七二三	二、四七、九三六							
昭和六年	六五五、九六六	六、七五八	一三五、三三六	四一、五三三	二〇、八二一	一四〇、三八五	一、五五四	一、六五三、〇三三							
昭和七年	三〇〇、二三五	四、九九	四七、一六八	六九、一八四	三三、一〇三	一六七、二五〇	九七五	八二〇、四〇四							
昭和八年	三六三、八七〇	三、七六六	六三、七五三	三三〇、六六八	三三、九九八	二〇七、九二五	四九九	一、〇八八、六七九							

鱈 鱈は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於て、専ら配繩を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるのみならず、最も多産する北本斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし或るものは百馬力に近き發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフィッシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額九五六、二五〇疋に達

したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。
尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥用肝油の二種にして其の年産額二萬函に達す。

鱈漁獲高 (單位疋)

年度	支廳	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和四年																
昭和五年																
昭和六年																
昭和七年																
昭和八年																

蝶。蝶の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は配繩又は手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁獲出せり。蝶は生賣せらるゝの外悉く搾粕に製造せらる。

蝶漁獲高 (單位疋)

年度	支廳	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和四年																
昭和五年																
昭和六年																
昭和七年																
昭和八年																

蟹。蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降罐詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生賣を除くの外全部罐詰及壇詰に製造せられ、大正六年には其の産額十二萬函、價格參百萬餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。

蟹漁獲高 (單位尾)

年度	支廳	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和四年		一八,七九五		六七,九二二		一四,五九九		三三,一六三		二,六二〇		一,五〇七,一〇八		五三,七三三		二,〇三六,〇五九
昭和五年		一〇,〇〇〇		七五,〇〇〇		九,八九八		三〇三,五六五		三三,三五六		一,五五六,四一八		七三,七九八		二,八五一,〇三五
昭和六年		二二,〇〇〇		七,七八三		九,五三四		三三,三五〇		三〇四,二九六		一,七五四,一九九		三七六,四八六		二,七三五,八三一
昭和七年		一四,五六八		一一,〇六七		二四〇,三五〇		五四,八六七		一七九,一四九		七五五,二三七		一一,一七三		二,〇七八,四三一
昭和八年		七六,七〇〇		八九,二七五		一〇三,九九五		二七〇,五五八		一三一,一四三		六五八,二八八		三二六,八四三		一,六四三,七三〇

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく、就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊濱間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せらる。

昆布製品 (昭和八年) (疋)

品種	支廳	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	數	合	計	額
反昆布								一,七七,四〇一		九七,九一三		一七,〇一一		五六,六〇三		一,四四,五六八		四三九,一九〇	
花折昆布								三六,八三三		三〇,七三六				一六二		五七,七〇〇		一九,一一五	
トロロ昆布								一六,三九四		一四,五九一		五,九二二		三八		一七七,四七七		七,〇四三	
島田昆布							三三,三六〇									三七五,六三〇		一四,二九七	
猫足昆布							六一,九八〇									五三,二六〇		一,八七八	
昆布灰							一四,五〇九									一四八,五三三		二,八六六	
沃度								三三二		六三〇						九七一		八,一五九	
其他							四,四四五		五五	二〇,三七八	二三,四〇〇	二,五三四				五二,三三三		八,八三九	

鯨 春夏の候海岸近くに回游するもの尠からず。種類は春期には克鯨多く夏期は長鬚鯨を主として座頭鯨之に亞ぐ。捕鯨業は現在、東洋捕鯨株式會社に依り亞庭灣内札塔に根據を置き、毎年捕鯨船一隻乃至二隻を使用し従業せらる。捕獲頭數は年に依り消長ありと雖、大正十年の如きは八十二頭の多きに達せしも漸次減少し、昭和二年には三十九頭、昭和三年には三十六頭、昭和四年には三十四頭、昭和五年には三十六頭捕獲し、昭和六、七、八年は休業せり。

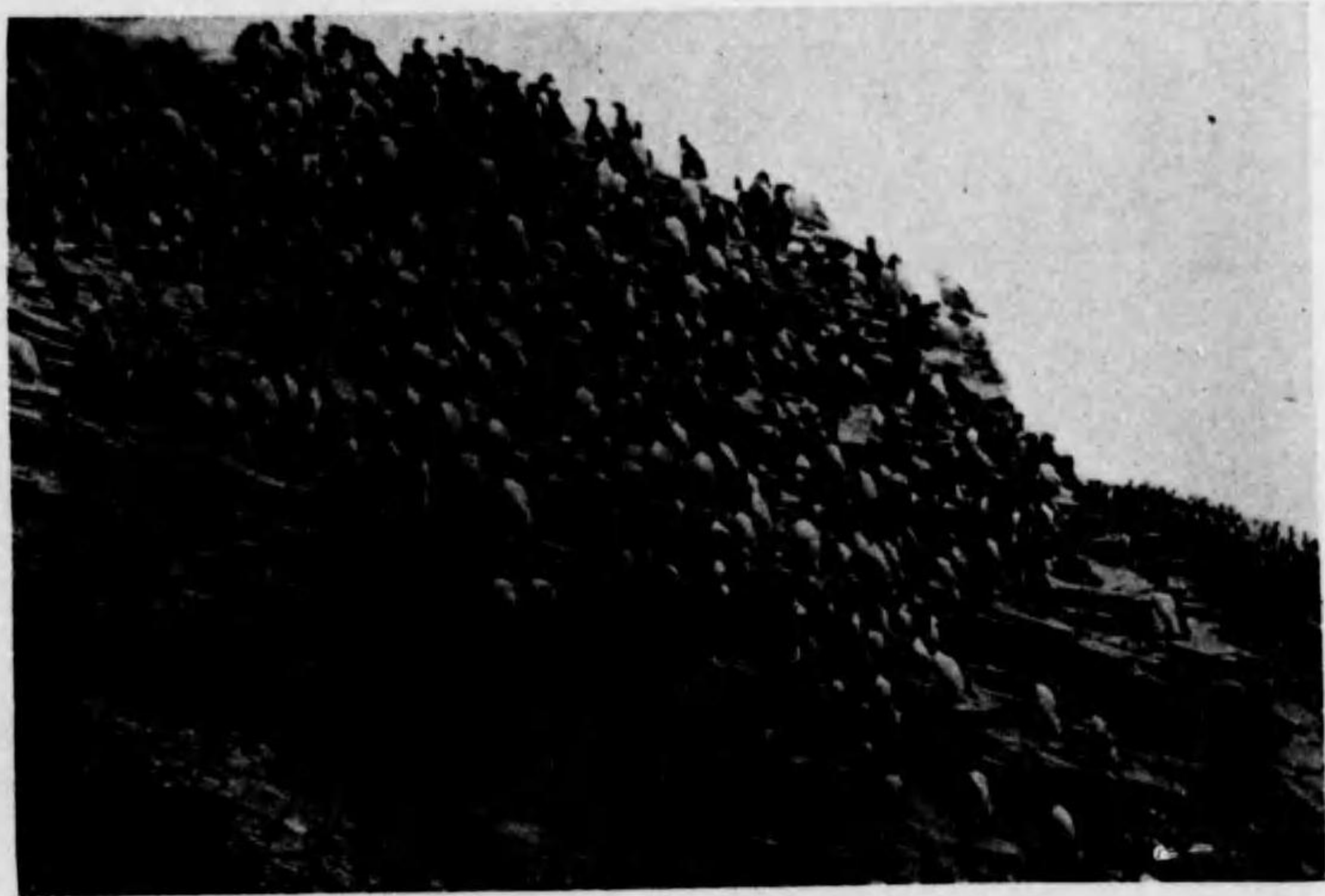
・臘・臘・臘
臘臘 海豹島は我國唯一の臘臘蕃殖場にして、米領プリビロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる、明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘臘蕃殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘臘蕃殖狀況（單位頭）

年 別	最多上陸頭數	産 兒 數	死 兒 數	獵 獲 頭 數
昭和四年	二九、七六四	一三、〇〇〇	五四〇	一、三〇五
昭和五年	三六、八七三	一、八五五	四六二	一、三一一
昭和六年	二七、〇九六	二、四六〇	五三五	一、三〇五
昭和七年	二八、九〇〇	一三、〇〇〇	五六一	一、三一〇
昭和八年	二九、六六五	一三、五〇〇	六六一	一、三〇〇

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。



海豹島のベツロ



臘臘

水産物總價額

種類	年度	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
鯨		一四、六七、七三六	九八二、六九八	八、〇〇、七三三	六、七五、八五一	六、六六、〇六六
鱈		一、二九、二五八	一、六二、九二〇	六〇九、二七九	三六九、二二〇	一、九七、三三九
鮭		三三八、三四〇	三三八、三四〇	一九四、六三五	一一五、八八五	二二〇、四九八
鱈		一、五六、四三九	一、三〇、六六二	九一六、八七七	八七八、四三九	八四九、六七五
鱈		一二九、五三三	九六、四八一	一九、二七三	一三六、九四五	二二五、二八四
鱈		一六二、三三五	九六、七七〇	五三、六三四	六五、二九六	一五三、九四〇
蟹		一、三二〇、三九五	一、六六一、五三三	一、七四九、四八〇	九三七、三三五	一、六八三、三三五
鱈		六四二、三九八	七四五、二五一	六八九、六〇〇	九三四、九二七	五〇一、四〇六
鯨		一四、七三三	八八、一四九	一四		
鯨		一四、三三二	四、二六三	一、九九〇	六、〇〇四	四、二一六
鯨		三九、二八九	二六、二四六	一九、四八六	一四、二二六	三五、五八八
鯨		一〇〇、〇四七	一五八、六八五	一三一、九二二	三四、二八一	七六、〇八四
貝類		六六一、二九三	五〇七、〇六七	三四四、五二六	三八八、八四二	六七四、〇三九
其他類		二〇、八〇、六一〇	一五、九〇九、〇七五	一三、七五〇、四一九	一〇、六三八、二三一	一三、一九五、三五〇
計						

水産業

第三節 蕃殖保護

鱒、鮭増殖施設として幌内川三、樺保川、馬群潭川、内淵川、阿幸川、麻内川、多蘭泊川、來知志川に各一ヶ所の人口孵化場（以上の内二は官營其の他は水産會又は組合經營）を設けたるに其の成績良好にして昭和七年度に於ける採卵数は鮭三三、〇九〇、四四九粒、鱒九、一五四、〇〇〇粒に達す。其の放流数は鮭二九、八六五、九六九尾、鱒八、四二二、九五二尾なり。昭和八年度の採卵数は鮭四七、三七〇、五〇〇粒、鱒二〇、九五三、五〇〇粒を算す。

其の他昆布、寒天原藻たる「イタニグサ」岩海苔「カキ」北寄貝、蜆、鯉、鮒等の増殖事業は年と共に見るべきものあり。尙「タラバガニ」、「カキ」、海鼠、昆布等に付ては禁漁期を設け鯿、鱒漁業に使用する漁具に付ては漁業時期、漁場、網目及漁具の大きさ等に夫々制限を附して蕃殖保護を圖りつゝあり。

第四節 水産物検査

樺太に於ける水産物検査は明治三十八年本島が邦領に歸したる當初の數年間は西海岸南部水産組合、亞庭灣水産組合、西海岸亞庭灣東海岸各建網漁業水産組合、罐詰業水産組合及鹽鯿製造業水産組合等の各種水産組合に於て其の組合員の生産したる特定水産品に限り之を行ひ來りたるも、水産業は樺太に於ける最も重要な産業に屬するのみならず、其の生産品の殆んど全部は商品として島外に移出せらるゝ關係上、

水産製品全般に亘り之が検査を施行し改良の實を掲げ、品位の統一を期し、以て市場の聲價を高むるの必要を認め、大正三年樺太廳に水産物検査所を設け廳令を以て水産物検査規則を公布し、水産物の検査は専ら廳營となし、樺太廳長官の任命する水産物検査員をして之を行はしむることとなりてより爰に二十年其の間數次に亘り検査規則の改廢を行ひ、需要地の要求と時勢の進運に伴ふ検査等級の増加、検査品の追補に努め以て品位の向上統一に盡したる結果、其の成績大に見るべきものありて本島水産品は内外市場に好評を博するに至れり。

検査の施行は水産物検査員百名内外を沿岸各地に駐在せしめ、其の擔當區域内を常時巡回して検査を行はしめ、同時に製品改良の實地指導に當らしむるの外全島沿岸を十區に區分し、各區に検査主任を置き區内の検査員を指導督勵し以て検査の敏活と其の統一に任せしめ、更に本所より數名の職員各地を巡回して各般の指導と監督に當り之が改良統一の實を擧ぐるに努む。

検査の生命とする検査の嚴正統一に付ては前記の如く各職其の職分に應じ精進努力するも尙ほ其の統一をして一層完全ならしむる爲各主要産品の出廻前樞要地に其の検査等級の標準査定會を催し、検査員と生産者たる漁業者、製造業者並海産取引業者の多數を以て多種多様の品位を有する數多の標品に付其の等級區分をなし、各等級品位に馴致せしむると共に、決定したる等級標品は各検査駐在所に之を備付け一般に閱覽せしめ、當業者の製造並製品の選別等の参考に資せしめ検査に際し遺憾なきを期しつゝあり。

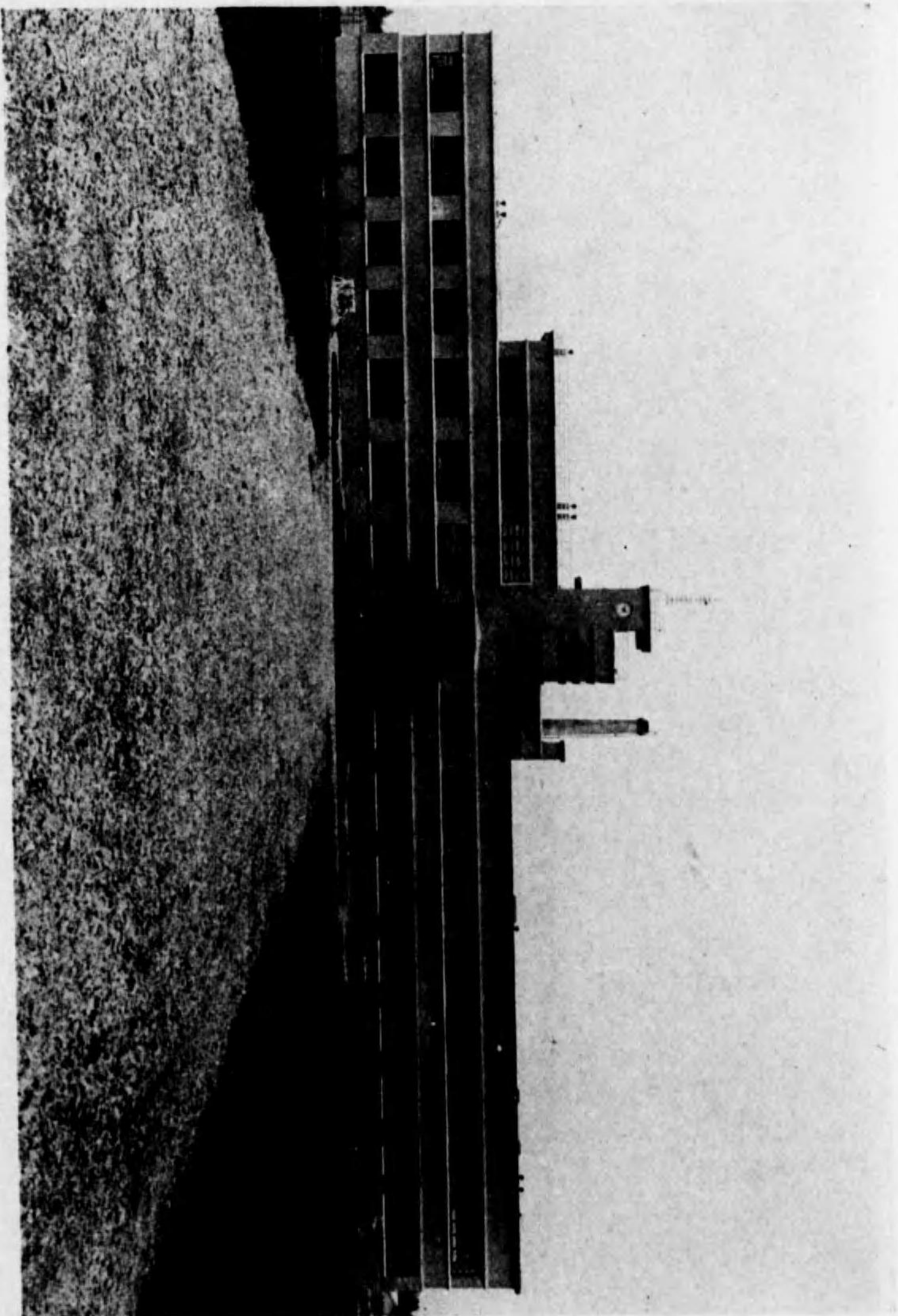
検査を受くべき水産物の種類は水産肥料及飼料、身欠鯿、割鯿、鯿鱈の鹽藏及素乾、鹽鱒、鹽鮭、鹽鱈

鹽鯿、鹽鱈、鹽鯖、鹽鱈、鱈及鮭の筋子、鱈及鱈の子、開鱈、開鱈、棒鱈、棒鱈、明太、乾粕、魚油、銀杏草、サルメン、海參、乾貝、剥蝦、錫、鮫鱈、玉筋魚、キウリ、鱈、小鱈の煮乾及素乾、タラバ蟹、花咲蟹、蝦、北寄貝、鱈鮭鮭味付又は白魚の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。

第五節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鱈、鱈、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鱈、鱈、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導奨励の結果概近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習、講話其の他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數四十七、組合員四千七百餘名、積立金四十五萬餘圓に達せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。



所 驗 試 央 中 廳 太 樺

第十二章 中央試験所

第一節 沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬が山野に馳驅するを集めて貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五ヶ所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せて貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種適作物の試験調査を試みたり。之本業に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相亞で移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併して小沼をその分場とすると共に眞岡郡眞岡町字遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事、畜産、化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當

時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充して從來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ邦國に比類を見ざる一大林産地として一帯帶水の北海道と相對峙したるを以て、之が試験研究の史も亦久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工造林に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を舉げて林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。從て爾來専ら松毛蟲の防除並森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地一、三一五町歩に、人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入して、總面積六、九二二町歩を算するに至れり。

斯くして農事、畜産、水産並林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たれりと雖其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點あるに鑑み、昭和四年九月勅令第三百號を以て從來の農事、水産兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業及醸造指導事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産及林業に關する試験部門は之れを小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改め、着々試験研究の陣容を整へつゝあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

第二節 事業の組織

第一款 事業

本島に於て夙に識者の矚目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於ては今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は本島拓殖の促進上最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し。

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

第二款 組織

本所現在の組織は農業部、畜産部、林業部及水産部の四部並庶務課にして所長之を統轄し、各部課には夫々部長及課長を置き部課に屬する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむる爲科を設け、各科に科長を置きり。之が定員は技師十名、書記三名、技手二十四名にして配するに雇員三十名を以てせり。

第三節 事業分掌

第一款 農業部

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる。其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として種藝及農業物理研究に關する部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定に關する事項、主要農産物の品種改良に關する事項、各種農作物の耕種法改良に關する研究、農業氣象に關する事項、農業用器具及機械の改良に關する事項、農業經營試験に關する事項、種子、種苗の鑑定及配付に關する事項並實習生の養成に關する事項等を掌る。從來試験の結果舉げ得たる成績中

其の主なるものを舉ぐれば左の如し。

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し。

- 一、大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、稗燕麥、蕎麥、黍、大豆、菜豆、豌豆、蠶豆、菜菜、亞米利
- 二、加防風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蓬蘽、甜菜、亞麻、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、牛蒡、胡蘿
- 三、苧、チコリー、火焰菜、蔥、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍
- 四、苜蓿、白菜其の他葉菜類、草莓、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、馬鈴薯及甜菜は本島の風土に最もよく恰適し品質極めて優良なり。

二、品種改良

優良品種査定試験により本島の風土に恰適せる優良品種を調定すると同時に稗麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法によりて優良品種の第一次的育成を了し樺丸實一號外五種の新優良品種を選出せり。

三、耕種法試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並適期査定試験、收穫適期査定試験及栽培勞力調査等を用ひたり。

四、優良農具に関する調査

本島に於て新案作製せられたる洋犁、培土器、除草器等に就き調査し、其中優良と認めたる洋犁

三點、培土器一點、除草器一點及カルチベーター一點を本島に適する優良農具として決定せり。

五、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和七年迄に七十九名の修業者を出せり。

六、種苗配付

従來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として農事實行組合並一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努め居れり。

昭和八年度に於ける主なる事業項目左の如し。

一、豊凶考照試験

二、適作物査定試験

三、主要作物優良品種査定試験

四、小麥、馬鈴薯、甜菜、胡瓜及草苺の育種に関する試験

五、甜菜栽培に際し其の適當なる前作物及後作物査定に関する試験

六、耕鋤の深淺による土壤の理化學的變化が甜菜の生育、特に甜菜根部の形質に及ぼす影響に関する試

験

七、小麥、蠶豆及馬鈴薯栽培に於ける春耕の省略が作物の生育に及ぼす影響査定試験

八、綠肥作物の混播が亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定試験

九、稗麥を主作物とする場合に於ける綠肥作物の栽培方法査定試験

一〇、罌粟、馬鈴薯、綠肥作物及蘿蔔外二種蔬菜類の播種適期査定試験

一一、甘藍の移植適期査定試験

一二、黍、蠶豆、莖薑、罌粟及馬鈴薯の適當なる生育領域査定試験

一三、摘心による蠶豆成熟期促進試験

一四、除葉が馬鈴薯の生育並收量、品質に及ぼす影響査定試験

一五、豌豆(罐詰用)罌粟綠肥作物及葱の收穫適期査定試験

一六、收穫時期及刈取法の相違が杞柳の凍害に及ぼす影響査定試験

一七、馬鈴薯の培土試験

一八、綠肥作物及葱外五種蔬菜類の採種に関する試験

一九、野蜀葵及野生蔞の促成栽培試験

二〇、蕃茄外七種蔬菜類の早熟栽培試験

二一、有用野草の作物化に関する豫備試験

二二、甜菜莖葉貯藏試験

- 二三、蔬菜類の貯蔵に適切なる貯蔵容の創案改良に関する調査試験
- 二四、小麥及粟の栽培に要する勞力調査
- 二五、優良農具に関する調査試験
- 二六、農業に關係ある各種氣象觀測調査
- 二七、優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營
- 二八、農事に關する實務を練習せしむる目的を以て施設する實習生の養成

第二科

本科は農作物の病害、害虫、有用野草及雜草等に関する研究部門にして、從來諸種の病害並有用野草に對して行へる試験中特に顯著なる成績を挙げ得たるものは麥類赤黴病、馬鈴薯黑痣病、グロウリハムシモドキ等の病害蟲防除法及本島山野に自生する有用なる野草に就ての研究にして夫々時報及報告を發刊して當業者の注意を喚起し居れり。

昭和七年度に於ける事業項目次の如し。

- 一、病害に関する調査試験
 - (一) 麥類、赤黴病の豫防に関する調査試験
 - (二) 秋蒔小麥冬枯病豫防試験
 - (三) 胡瓜黑星病に関する調査試験

イ、胡瓜黑星病豫防試験

ロ、胡瓜黑星病回避に関する調査

ハ、胡瓜黑星病々原菌の生理生態に関する調査

(四) 一般病害の種類及分布に関する調査

(五) 馬鈴薯萎縮病に関する調査

(六) 重要病害病原菌の生理生態に関する調査

二、害虫に関する調査試験

(一) 針金蟲に関する調査試験

イ、針金蟲の誘致試験

ロ、針金蟲の生態に関する調査

(二) ダイコンバへに関する調査試験

イ、白菜を加害する場合のダイコンバへ防除試験

ロ、ダイコンバへの發生期に関する調査

(三) 一般害虫の種類及分布に関する調査

(四) 重要害虫の飼育調査

(五) 種苗と共に島外より移入せられたる或は其の危険性を有する害虫に関する調査

(六) 農作物と近縁なる野草害虫に関する調査

三、野草に関する調査

(一) 圃場雑草に関する調査

(二) 有用野草に関する調査

第三科

本科は樺太の農業に関する化學的研究部門にして、本島各種土壤の成分分布並に化學的組成性状に関する事項、各種土壤の農業的利用價值及其の改良法に関する事項、各種土壤に於ける作物に對する施肥法に関する事項、島産農産物の組成成分並に對する獨創的加工利用法に関する事項等を掌る。既往に於ける檢案に據り闡明せられたる成績中其の主なる項目を擧ぐれば左の如し。

一、土壤に関する事項

(一) 本島土壤の成因並其の普遍的性状に関する基礎的調査試験

(二) 樺太ポドゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類性状並其の分布に関する調査

(三) 肥化ポドゾルの腐質酸性土壤の改良利用に関する調査試験

(四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の農業的改良利用に関する調査試験

(五) 樺太に特有なる不毛性ハンノキ跡地土壤の不毛性原因並其の改良利用に関する調査試験

(六) 甜菜栽培適地の土性に関する調査

二、肥料に関する事項

(一) 河流横溢土標式土壤に於て主要作物を栽培する場合の初期地力減耗度査定に関する試験

(二) 河流横溢土標式土壤の禾穀類に對する養分天然供給量査定に関する試験

(三) 樺太ポドゾル系各種酸性土壤に對する石灰給與量査定に関する試験

三、農産物分析加工に関する事項

(一) 島産主要食用作物中大麥、稈麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆の普通成分査定に関する試験

(二) 島産主要特用作物中馬鈴薯、甜菜、薯蕷、薄荷、罌粟の有用成分査定に関する試験

(三) 馬鈴薯の冷凍乾燥法に関する基礎的試験

(四) 蘿蔔の冷凍乾燥による加工利用法に関する試験

昭和八年度に於ける事業項目左の如し

一、樺太ポドゾル系土壤細密調査(川上村、落合町の一部)

二、樺太ポドゾル系各標式土壤中細菌數特に有用細菌數の季節による増減に関する調査試験

三、河流横溢土標式土壤の主要作物栽培による地力減耗度査定試験

四、河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆並馬鈴薯に對する養分天然供給量査定試験

五、河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆、馬鈴薯に對する三要素適量査定試験

- 六、河流横溢土標式土壤に於て小麥を栽培する場合の各種肥料肥効比較試験
- 七、稗化ポドゾル標式土壤に於て燕麥を栽培する場合の養分天然供給量査定及石灰並肥適量査定試験
- 八、ポドゾル標式土壤A・B各層土に對する適作物種類、小麥栽培の場合に於ける養分天然供給量、要素、適量査定試験
- 九、島産特用作物（甜菜、薄荷、罌粟）の有用成分査定試験
- 一〇、馬鈴薯凍乾製品を原料とする澱粉、糊精及可溶性澱粉の製品に關する調査試験
- 一一、チコリー凍乾品を原料とする加工品製造に關する試験
- 一二、蠶豆を原料とする加工品の製造に關する試験

第四科

本科は主として醸造に關する事項を研究する部門にして、島産酒類の品質向上を圖り且島産獨特の醸造物を造らんがため試験調査し又當業者の醸造に關する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派遣し適當なる實地指導をなすものとす。從來施行せる試験調査中其の成績の主なるものとしては清酒の色臭吸着劑としての島産白樺製活性炭素に關する調査試験なり。尙昭和八年度に於ける事業の項目次の如し。

- 一、調査試験
 - (一) 島産各種農産物を原料とする酒精製造に關する調査試験
 - (二) 醸造用水の現地調査試験

(三) 清酒醸造用水々質検査に關する調査試験
 (四) 清酒の主要成分檢定に關する調査試験
 (五) 清酒一般成分檢定に關する調査試験

二、指導事項

- (一) 酒造實地指導
- (二) 清酒品評會の審査
- (三) 酒母及麴研究所會の審査

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並關係方面に配付し、以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したる所報次の如し。

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要				昭和四年度 農業部	昭六、三
同				昭和五年度 同	昭六、一〇
同				昭和六年度 同	昭八、三
報告	第一號	第一類	第一號	南樺太產有用野生植物	昭七、三
同		(農業畜産)	第二號	1. 後生花被亞綱	同
同			第一號	クローウリハムシモドキに關する研究	同
彙報	第一號			主要農作物優良品種の解説	同

三、種牛馬の生産及貸付

- (一) 種牛馬の生産
- (二) 種牡牛馬の貸付
- 四、飼料の自給自足を目的とする飼料作物の耕作
- 五、農事及畜産に關する實務を練習せしむる目的を以て施設する實習生の養成

第二科

本科は主として豚、緬羊、家兎、養狐其の他の毛皮動物並家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に關する事項、是等家畜家禽及毛皮動物の生産物に關する事項、種豚、種緬羊、種兎、種狐、種禽、種卵の配付、貸付及種付に關する事項等を掌る。従來行へる試験中既に結了せる主なるものは、種卵の孵化並雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験、生肉代用品の仔狐の發育に及ぼす影響試験及養狐の蛔蟲並十二指腸蟲の驅除に關する試験等なり。

昭和八年度に於ける事業の概目左の如し。

- 一、養狐に關する試験
 - (一) 種狐改良に關する試験
 - (二) 獸肉を配合せざる飼料の養狐の發育並蕃殖に及ぼす影響試験
 - (三) 養狐寄生蟲の種類調査

- (四) 養狐條蟲の驅除藥に關する試験

- (五) 斃死狐の死因に關する試験

二、家兎の飼養試験

三、黒貂の家畜化試験

四、小家畜及毛皮動物の生産及配付

- (一) 種豚の生産及配付
- (二) 種緬羊の生産及配付
- (三) 種狐の生産及配付
- (四) 種鶏種卵の生産及配付

第三科

本科は主として本島に於ける家畜、家禽の飼料及畜産物の化學的研究に關する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に關する事項を掌る。従來行へる試験中既に結了せる主なるものは島産飼料の普通成分定量試験、乳酸菌檢索利用試験等にして尙昭和八年度に於ける事業概目左の如し。

- 一、島産飼料の無機成分定量及消化率査定試験
- 二、チエダーチーズ製造試験
- 三、ハンドウオーカー改良試験

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なものと認むる事項は之を記録の上所報として廣く當業者並關係方面に配付し以て業績の普及及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し。

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要					
同				昭和四年度 畜産部	昭六、三
同				昭和五年度 同	昭六、一〇
同				昭和六年度 同	昭八、三
彙報	第二號	第一類 (畜農業)	第二號	養狐の飼養	昭七、三
同	第三號	同	第三號	乳牛の飼養法	同
時報	第十八號	同	第八號	樺太に於ける牛乳取扱上の注意	昭七、七
同	第十九號	同	第九號	脱脂乳の利用法	同
同	第二十號	同	第十號	鶏の自然孵化に關する注意	昭七、八
同	第二十五號	同	第十四號	犢の除角と其の方法に就て	昭八、二

第三款 林業部

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科及第三科に分たれ、其の事業分掌左の如し。

第一科

本科は本島森林の増産に關する研究部門にして主として人工造林法、天然更新法及森林保護撫育に關する事項を掌る。業績中既に闡明せられたる事項次の如し。

一、人工造林に關する事項

- (一) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカバ及ダケカンバ種子の形態調査
- (二) トドマツ、エゾマツ、グイマツ及シラカンバ種子の成熟時期調査
- (三) トドマツ、エゾマツ及グイマツの結實年度調査
- (四) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子の播種前に於ける準備的處理法に關する試験
- (五) トドマツ、エゾマツ稚苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- (六) トドマツ、エゾマツ及グイマツの苗木養成上適當なる土壤の査定試験
- (七) 島外有用樹種中テウセンカラマツ、カラマツ、オオシウタウヒ、バンクシヤマツ、リギダマツ、シナアカマツ、マンシウクロマツ、オオシウアカマツ、ドイックロマツ、ストロウブマツ、テウセンゴエフ、サワグルミ、オニグルミの適種選出試験
- (八) グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒ苗木の山出年次に關する調査試験
- (九) グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒ、トドマツ及エゾマツの幼苗造林試験

- (一〇) 造林苗木の生長期間に関する調査
 - (一一) 山火跡造林地の氣象狀況調査
 - (一二) トドマツ、エゾマツ及グイマツの播種造林苗木の生長狀況調査
 - (一三) トドマツ、エゾマツ天然苗の利用試験
- 二、天然更新に関する事項
- (一) 原生林内氣象觀測
 - (二) カラフトグルミの分布調査
 - (三) グイマツの本島に於ける原生的分布調査
 - (四) 保呂試験林内トドマツ、エゾマツ混淆林の林型調査
 - (五) 南部系トドマツ、エゾマツ混淆林に於ける樺太廳擇伐作業法の適用試験
 - (六) トドマツ、エゾマツの發生と林床植物群落との關係
 - (七) 帶狀皆伐地に更新する稚樹の造林學的性質に関する調査
- 三、森林保護に関する事項
- (一) エゾマツ寄生キクヒムシ科昆蟲の樹體內に於ける分布狀況調査
 - (二) タウヒのハダニの驅除法試験
 - (三) ヤツバキクヒムシ慘害防除對策に関する調査研究

昭和八年度に於ける主なる事業項目左の如し。

- 一、本島主要林木結實年度調査
- 二、本島主要林木種子成熟時期調査
- 三、島外有用樹種の本島に於ける適應性に関する試験
- 四、播種床に於ける種苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- 五、苗木養成に適當なる土壤の調査試験
- 六、苗木養成に於ける肥料の三要素試験
- 七、苗木の山出年次に關する調査試験
- 八、天然生苗木の造林用苗木としての價值に関する調査試験
- 九、播種造林に適當なる地拵へ試験
- 一〇、山火跡地土壤の造林學的性質調査
- 一一、山火跡地植物と植栽苗木との關係調査試験
- 一二、混淆林試験
- 一三、原生林内の氣象觀測
- 一四、グイマツ、トドマツ天然更新林の除伐、間伐試験
- 一五、主要森林樹木の全島的分布調査

中央試験所

二四四

- 一六、本島針葉樹原始林の林型調査
- 一七、天然更新法試験
 - (一) (南部系) トドマツ主林分の天然更新試験
 - (二) (北部系) エゾマツ主林分の天然更新試験
- 一八、本島森林施業上に於ける基本樹種決定に関する調査研究
- 一九、本島北部エゾマツ主林分内に於ける病傷害木の調査
- 二〇、本島南部トドマツ主林分内に於ける病傷害木の調査
- 二一、本島に於ける森林昆蟲の基本調査
 - 一一一、ヤツバキクヒムシの生態調査
 - 一一二、キクヒムシ類の驅除豫防試験
- 二四、苗圃害蟲の豫防驅除試験

第二科

本科は木材の物理的、機械的並化学的性質を究明し諸種林木の利用加工法を講究するの外樹脂、針葉油並^{タンニン}單寧の採取又は抽出試験、製炭試験、食用菌叢の培養及山葵栽培試験及林産物の分析鑑定等専ら森林副産物の利用法に関する試験研究事項を掌る。業績中既に完了せる事項次の如し。

- 一、針葉樹廢材並木炭に就ての研究

- 二、樺太保呂産トドマツ材の機械的性質に関する研究
- 三、樺太保呂産エゾマツ材の機械的性質に関する研究
- 四、樺太産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に関する調査

昭和八年度に於ける主なる事業項目次の如し。

- 一、樺太保呂産トドマツ及エゾマツ材の物理的性質に関する研究
- 二、樺太敷香産グイマツ材の機械的性質に関する研究
- 三、木材の貯藏法に関する試験
- 四、樺太保呂産トドマツ、エゾマツ材及濶葉樹材並貝塚産グイマツ材の分析試験
- 五、本島針葉油蒸溜工業の經濟的調査
- 六、針葉樹廢材並濶葉樹材の製炭試験

第三科

本科は森林の施業法に関する試験、林木の生長並材積の算定に関する調査試験及試験林の管理經營に関する事項を掌る。業績中既に完了せる主なる事項次の如し。

- 一、樺太産針葉樹丸太材積に関する調査
- 二、保呂産トドマツ、エゾマツ形數調査
- 三、本島北部地方産グイマツ生長調査

中央試験所

二四五

- 四、本島天然林に於けるトドマツ、エゾマツの生長調査
 五、本島に於ける薪材の層積と實積との關係調査
 昭和八年度に於ける主なる事業項目左の如し。
 一、本島に於ける森林作業法査定試験
 二、本島天然林に於けるトドマツ、エゾマツの生長調査
 三、本島産トドマツ、エゾマツの枝條量調査
 四、本島産天然林木の樹幹形に關する調査
 五、保呂試験林の防火線築設
 六、其他試験林の管理經營に關する事業
 尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なものと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く關係方面に配付し以て業績の普及及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し。

種別	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要				昭和四年度 林業部	昭六、三
同				昭和五年度 同	昭六、一〇
同				昭和六年度 同	昭八、三

報告	番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
報告	第三號	(第二類)	第一號	樺太に於けるトドマツ、エゾマツ天然林の林型に關する調査	昭七、一一
同	第四號	同	第二號	樺太産有用針葉樹材の機械的性質に關する研究 1. 保呂産トドマツ	昭七、一二
同	第五號	同	第三號	エゾマツ寄生キクヒムシ科昆虫の生態學的研究	昭八、三
同	第七號	同	第四號	樺太産有用針葉樹材の機械的性質に關する研究	昭八、一二
同	第八號	同	第五號	樺太産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に關する調査	同
彙報	第五號	(第二類)	第一號	樺太産針葉樹丸太材積に關する調査 1. 保呂産トドマツ、エゾマツ丸太材積に關する調査	昭七、一〇
同	第六號	同	第二號	針葉樹廢材木炭に就て	同
同	第七號	同	第三號	樺太産針葉樹形數調査 1. 保呂産トドマツ、エゾマツ樹幹胸高形數表	昭八、一

第四款 水産部

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば左の如し。

第一科

本科に於ては淡鹹水棲生物の形態及生態、海洋、漁場、湖沼等に関する調査を分掌するものにして、昭和八年度の施行事業の概要次の如し。

一、産卵ニシンの形態調査

- (一) 胸位部の魚鱗上に刻せる各輪數による年齢査定
- (二) 各年に於ける成長率測定
- (三) 背推骨數の算定

二、産卵ニシンの生態に関する調査

- (一) 洄游と海況との關係調査
- (二) 胃中含有物調査

三、カラフトマスの生態調査

- (一) 洄游と海況との調査

四、海洋に関する調査

- (一) 本島近海に於ける水温及比重の分布状況に関する調査
- (二) 標識放流壘に據る表層流に関する調査
- (三) 漁況と海況並氣象との關係調査
- (四) 日本海一齊横斷海洋観測

五、漁場に関する基本調査

(一) 南海岸海區漁場細密調査

六、湖沼に関する調査

(一) 來知志湖調査

第二科

本科に於ては漁法、漁具、漁船に関する試験調査並水産科實習生の養成に関する事項を分掌するものにして昭和八年度の事業概目左の如し。

一、夏季西海岸北部沖合タラ漁業試験

二、漁網染料に関する基礎試験

三、イワシ流網漁業試験

四、秋季に於ける西海岸中南部沖合タラバカニ漁業試験

五、定置漁網改善に関する基礎試験

六、秋季南海岸海區に於けるスケトウタラ漁業試験

七、西海岸樂磨近海に於ける秋末期スケトウタラ漁業試験

八、水産に関する實務練習を目的とする實習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化學的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良並水産に関する物料の分析及鑑定に関する事項を分掌す。

昭和八年度の事業概要左の如し。

一、水産物加工利用に関する試験

(一) ニシンの加工利用に関する試験

(二) タラ加工利用に関する試験

二、冷温を利用する水産物製造試験

(一) スケトウタラ及タラ凍乾品製造並利用に関する試験

(二) 冷温を利用する製鹽法の研究

(三) 凍結法によるタラ、スケトウタラ肝油採集並精製に関する試験

(四) 氣乾白色魚種(サンドライドホワイトフィッシュユミール)製造に関する試験

(五) 地形を利用する水藏並鮮魚貯藏に関する試験

三、魚粕製造用燃料改良に関する試験

四、カニ肉の鮮度が罐詰製品品質に及ぼす影響に関する調査試験

五、水産物の分析試験

第四科

本科に於ては淡鹹兩水棲生物の増殖保護に関する試験調査及種卵の配付に関する事項を分掌す。昭和八年度の事業要項左の如し。

一、鮭卵人工孵化に関する試験

(一) 濕度に依る孵化試験

(二) 洄歸率調査

(三) 卵の細菌に依る斃死豫防試験

(四) 稚仔の病死豫防試験

(五) 川水を利用する養魚法の創案試験

二、ニシン卵人工孵化法の創案試験

(一) 簡易人工孵化法の創案試験

(二) 簡易孵化器の創案試験

三、タラバカニ抱卵孵化試験

(一) 簡易孵化法の創案試験

四、タラバカニ並孵出稚仔の人工飼育試験

五、木材流送の爲荒廢せる河川の漁利回復を目的とするサケ卵の移殖試験

六、種卵の生産及配布

七、富内湖に於けるチカ人工孵化試験

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し。

種 類	所報別番號	種 別	所報類ノ 番 號	題	水 産 部	名	發行年月
業務概要				昭和四年度	同		昭六、三
同				昭和五年度	同		昭六、一〇
同				昭和六年度	同		昭八、三

報 告	報 告	時 報	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同		
第 六 號	第 四 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 五 號	第 六 號	第 十 號	第 十 一 號	第 十 四 號	第 十 五 號	第 十 六 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	第 十 九 號	
第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	第 三 類	
第 一 號	第 一 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	第 十 一 號	
南樺太近海産タラバカニの地方型に就て 魚類燻製法	西海岸に於ける本年度春鯨來游高豫察 鯨の食用化に就て	昨今の水温分布と鯨群に就て	西海岸に於ける昨今の水温分布状況と本年 度鯨來游高豫察	樂磨近海々況と鯨群に就て	乾かずのこ及鹽かずのこの製造法に就て	にしんの燻製法に就て	すけとらたらの漁業と之が加工利用法に就て	春にしんの處理法と其の食用法に就て	鹽藏にしん製造上の注意	凍乾明大魚製造上の注意	イクラの製造法に就て											
昭八、九 七、一〇	昭五、三 昭五、四	昭五、五	昭五、五	昭五、六 昭六、五	昭六、一 昭六、二	昭七、一 昭七、二	昭七、二 昭七、三	昭七、三 昭七、四	昭七、四 昭七、五	昭七、五 昭七、六	昭七、六 昭七、七	昭七、七 昭七、八	昭七、八 昭七、九	昭七、九 昭八、〇	昭八、〇 昭八、一	昭八、一 昭八、二	昭八、二 昭八、三	昭八、三 昭八、四	昭八、四 昭八、五	昭八、五 昭八、六	昭八、六 昭八、七	昭八、七 昭八、八

第五款 宇遠泊農事試験支所

本支所は主として本所在地と其の自然要素を異にせる本島西海岸地方に於ける種藝園藝に關する調査試験を擔當し、當該地方に於ける適作物の査定並品種改良に關する事項、各種主要農作物の耕種法に關する研究、農業氣象に關する事項等を掌り、尙其の種子、種苗、種卵の配付をも行ひつゝあり。

第十三章 商 工 業

第一節 商 業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一擱千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し、著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡の開港を見、尙港灣の修築鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原町は鐵道本線と豊眞線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の玄關、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

其他西海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつゝあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり。

乾海苔	サイダ	牛肉	豚肉	鶏肉	牛乳	鶏卵	石炭	三盆	黄盆
一帖	一斗	同	同	同	同	一十個	一噸	一噸	同
0.35	0.30	0.50	0.50	0.50	0.50	0.60	0.35	0.35	0.30
薪(落葉松)	木炭	白油	疊表	半紙(改良)	石鹼(花王)	燐寸	燬材	根六分板	電燈
一貫	十貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫	一貫
0.35	1.00	0.50	0.10	0.10	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが、大正九年三月の財界の變動を大轉機として爾來内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、樺太に於ても内地と同歩調をとり年々低落の傾向を示しつつあり。

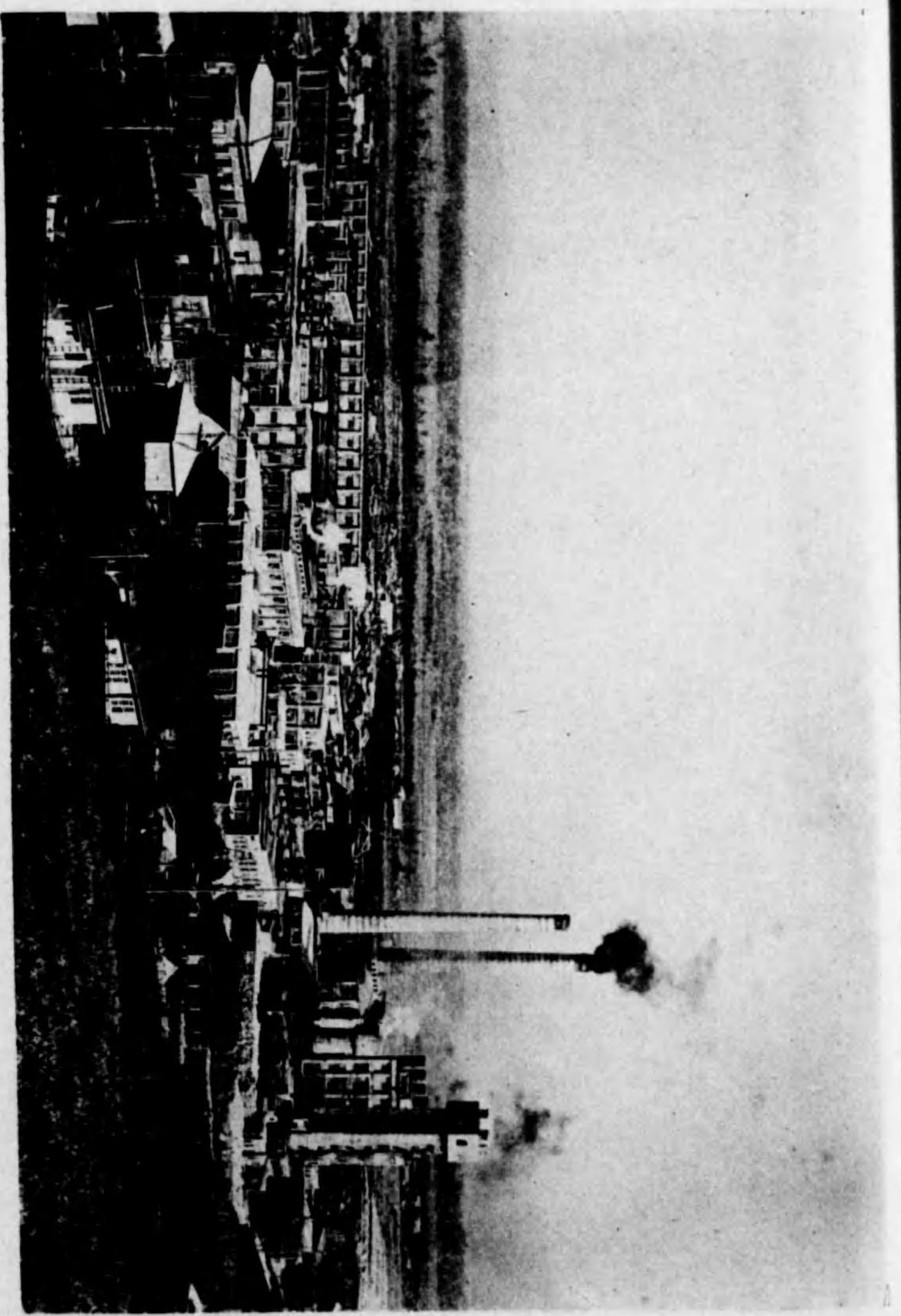
各種勞働賃銀表(日給) (昭和九年二月末現在)

職業別	町村	豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	元	泊數	香
大工	大工	2,500	2,800	2,200	2,000	2,500	2,000	2,000	2,000
左官	左官	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100
家根職(桤葺)	家根職(桤葺)	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	2,000
ベソキ塗	ベソキ塗	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	2,000
疊職	疊職	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
經師	經師	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
日傭人(男)	日傭人(男)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
西洋洗濯職	西洋洗濯職	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
靴職	靴職	1,800	2,000	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
裁縫(和)	裁縫(和)	1,800	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
洋服仕立工	洋服仕立工	2,300	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
車輻製造職	車輻製造職	1,700	1,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
船大工	船大工	1,700	1,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
指物建具職	指物建具職	2,000	1,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
製材工(男)	製材工(男)	1,800	1,800	1,800	1,800	2,000	1,800	1,800	1,800

下	下	漁	荷	印	植	製	仕	鍛	鑄	菓	醬	清	紙
女	男		馬	刷	字	紙	上	治	物	子	油	酒	力
(月給)	(月給)	夫	車	工	工	(男工)	工	工	工	工	職	職	職
七、〇〇	一〇、〇〇	一	三、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、七五	一、八〇	一、八〇	二、〇〇	一、五〇	二、三〇	二、五〇	一、八〇
五、〇〇	一〇、〇〇	一、〇〇	二、五〇	一、八〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇	一、三〇
八、〇〇	一	一、三〇	二、一〇	一、七〇	一、六〇	一	二、四〇	二、三〇	二、三〇	一、五〇	二、三〇	二、七〇	一、七〇
七、〇〇	一〇、〇〇	二、〇〇	一、五〇	一、一〇	一、六〇	一、六〇	一、七〇	一、七〇	二、〇〇	一、五〇	一、六〇	二、三〇	一、〇〇
一〇、〇〇	一〇、〇〇	一、五〇	三、五〇	一、二〇	一、五〇	二、〇五	二、二〇	二、三〇	一	一、〇〇	一、五〇	二、〇〇	二、五〇
七、〇〇	一五、〇〇	一、五〇	三、〇〇	一	一	一	二、五〇	一	一、一〇	一	一	二、一〇	二、一〇
一〇、〇〇	二〇、〇〇	一、三〇	二、七〇	一、六〇	一、五〇	一	二、五〇	一、九〇	一、九〇	一、五〇	一	二、五〇	一、五〇

第二節 工

業



王子紙製株式會社須取工場

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和七年に於ける各種生産物總額七五、二四六、八九五圓中、工産物は四八、四八五、五〇五圓にして其約六割を占め、之を十年前の大正十二年の生産總額四八、九九八、八三九圓中、工産物二八、三二七、三三六圓に對比すれば相當の成績を擧げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下けて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルプ製造用に充つるを以て策の得たるもの

とし之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、パルプ

樺太森林の利用に就てパルプ製造を最も得策となし、工場設置個所を豫定し之が奨励に努めたりしも當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力供給の方法立ちたるを以て、大正二年始めて大泊に三井樺太紙料工場起工大正三年十二月操業開始せられ、次で大正四年九月泊居に樺太工業株式會社工場の操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、更に落合に富士製紙株式會社工場設置せられ大正六年操業を開始したるを始めとし次第に發展し現在八工場、年製産額パルプ十七萬五千噸、製紙一億萬疋、價格四三、九〇〇、〇〇〇圓に及び之が所要資材約百九萬立方米を要し現時本邦パルプ資材の大半を供給する狀況にあり。昭和八年五月前記三會社王子製紙株式會社に合同され其の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

名	稱	所在地	資本金	設立月日
王子製紙株式會社				
大泊	工場	大泊町	一四九、九八、〇〇〇圓	大正三年十二月
豊原	工場	豊原町		大正六年一月
野田	工場	野田町		大正十年十一月
泊居	工場	泊居町		大正二年十二月
眞岡	工場	眞岡町		大正七年六月
惠須取	工場	惠須取町	大正十四年十一月	
落合	工場	落合町	大正六年四月	
知取	工場	知取町	大正十三年五月	

昭和七年末に於ける王子製紙株式會社の各工場の概況を示せば次の如し。

工場名	開始年月	製品種類	生産高	價格
大泊工場	大正三、三	パルプ	二、九二五	二、〇〇〇、一四一
豊原工場	〃 六、一	パルプ	二、一九七	二、〇〇〇、八〇〇
野田工場	〃 二、二	パルプ	八、九四七	一、〇〇六、六六六
			七、七四九	一、五三三、〇九三

商工業

眞岡工場	八、二	和洋紙	二一、〇三三	三、八七四、四三三
泊居工場	四、九	洋紙	三六、八二三	三、七五五、七〇〇
惠須取工場	一四、二	洋紙	三、一四一	四八五、二〇〇
落合工場	六、四	サルファイト紙	七、六二〇	六七三、六〇〇
知取工場	一五、九	バラフト紙	七〇、二七〇	八、〇六一、三三五
計八工場		新開紙	三二、四三九	六、七七一、五八九
		マニラボール紙	一六、五〇七	一、八五五、九七一
		製バ	三六、三三五	六、七九三、六九七
		ル	一六、三〇九	一七、三九五、九六三
		紙	二九、七二〇	二四、五三七、二二三

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、気温の低下に對する設備の不完全等に起因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料水の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに严寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加し現在醸造場四十八を有するに至れり。本島開發進展並斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質昂上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝある現況なり。今過去五年間に於ける製造高及移入高を示せば左の如し。

酒造年度	種別	酒造高	移入酒	高
昭和三酒造年度		六、六〇三 ^瓶	二五、四六七 ^瓶	一、四九〇、五五四 ^町
昭和四酒造年度		六五、一八一	三三、一四七	一、三六七、五七七
昭和五酒造年度		四五、六二四	一八、三三一	九六六、六九八
昭和六酒造年度		四一、三二六	一九、〇五三	九五三、一八三
昭和七酒造年度		四二、七四八	一七、二八七	九二二、八八一

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他。醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製

商工業

二六四

産額一三六、八八四兩、三、三七〇、五五八圓に達したるが蟹漁獲の結果次第に其の量を減じたるを以て大正九年蟹罐詰工場の合同を行はしめ工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果、工場數、製産額共に漸次減少し來れり。然るに昭和二年には工場數二十、製産額三〇、五一八兩、一、〇二九、七六八圓に激増し以來増加しつゝあり。

最近五年間の罐詰工場數及製産額を示せば左の如し。

年別	種別	工場數	製産額	
			數	金
昭和四年	和	一七	六箇、三三	一、四七九、九六九
昭和五年	和	三三	六箇、三七	一、六二六、九五五
昭和六年	和	三三	六、八〇九	一、七三〇、七三五
昭和七年	和	二五	三、〇四一	九一五、三三五
昭和八年	和	元	三、八九九	一、六六〇、六四三

尙餘罐詰は轉近其の産額振はざりしも、昭和八年樺太共同漁業株式會社の着業により、急激に増加し製産額六四、五九三兩、價格六八一、四四四圓に達す。其の他の罐詰製産額五三、五二二圓あり。總價格二、三九五、六〇八圓を算す。

四、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二八八、生産額四四、四四一圓に達したり。然るに大正十三年末には製造戸數は四七三に漸増せるも製産額は七、二一五圓に激減し、爾來漸次不況となりしかば昭和五年斯業の統制を圖りたる結果、昭和七年末に於ては製造場數六十一、生産高一、七六〇袋、價格八〇、七六〇圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨勵し之に補助金を交付し、漸次發展しつゝあるも、未だ盛なりと稱するものに達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず。要するに本島の工業はバルブ及一部水産製品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 貿易

本島の貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基づく民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に本島製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受けて一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び、次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。最近五ヶ年間の貿易表次の如し。

商工業

二六五

商工業
貿易總表

年次	外國貿易	内地貿易	總額
昭和三年	九三、七二〇	二八、五九九、五九五	一、九、四七七、三〇五
昭和四年	二、〇四一、六五三	二六、八四六、一〇九	一、三、八、八八、六六一
昭和五年	二、三三五、二二六	二五、三三三、四九四	一、七、六、六八、六二〇
昭和六年	八四一、六五四	九九、四四五、四四二	一、〇〇、一、九七、〇九六
昭和七年	二七四、四四七	九三、三三六、三四三	九三、九〇〇、七九〇

内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額一億圓内外に達す。最近五ヶ年間の貿易表を掲ぐれば左の如し。

年次	總額	移出	移入	移出超過
昭和三年	二一八、五九九、五九五	七三、四五四、五四四	四六、〇八五、〇五一	二六、三六九、四九三
昭和四年	一、三六、八四六、一〇九	九〇、一〇〇、二二〇	四六、六四五、八七九	四三、五五四、三五二

昭和七年に於ける移入品の主なるものを舉ぐれば左の如し。

昭和五年	一五、三三三、四九四	八〇、〇二五、一三三	三五、三三八、三六三	四四、六九六、七七〇
昭和六年	九九、四五五、四四三	七二、二六六、五四五	二八、一九八、八九七	四三、〇五七、六四八
昭和七年	九三、三三六、三四三	六三、五二〇、〇七六	二九、二六二、二六七	三四、三九三、八〇九

- 移入 米、布綿類、油類、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、砂糖、醬油、味噌、製造煙草、生魚介、蔬菜、果實、金屬同製品、藥品、小麥粉、卵、石灰石、コークス、セメント。
- 移出 バルブ、木材、製紙、海産肥料、鹽魚、乾魚、鱈、魚油、昆布、蠶、罐詰等。

外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙白耳義、蘭領印度、埃及を加へ、昭和七年には比島及新興滿洲國とも交易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱈、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸

出入總計四一四、七八八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六八、〇五九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八七九、八二八圓、輸入四四、七二五圓、計九二四、五五三圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額は始めて百萬圓を超えるに至れり。其の後輸出入三度不振となりしも、昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し始めて輸出超過を見るに至れるも昭和五年以來金融逼迫による世界的の經濟界大不況により對外貿易は著るしく激減し昭和七年以來又輸入超過を呈せり。尙最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。(單位圓)

區	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
滿洲國										
ソヴィエト聯邦										
北太平洋沿海諸島										
天竺										
英屬印度										
暹羅										
英屬馬來										
英領西印度										
英領東印度										
英領南洋羣島										
中華民國										
秦皇島										
天津										
太清島										

關東州	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
英國										
米國										
獨逸										
西班牙										
埃及										
白耳義										
蘭領印度										
比律賓										
其他外國										
合計										
超過										

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりしが、昭和三年中華民國、關東州方面に木材類、紙類等約二十萬圓の輸出ありてより以來斯の方面への輸出増加し、以來三箇年輸出増加を呈せしも經濟界の世界的不況及滿洲事變等の影響に依り對支貿易の不成績等により又輸入超過を來し昭和七年新興滿洲國との貿易を開始するに至りたるも尙昭和八年一五一、三二二圓

を算す。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば次の如し。

- 輸出 昆布、鹽藏魚、乾魚、鐵道枕木等
- 輸入 鹽、小豆、カツサヅアルト、飼料

第四節 商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、眞岡には従前より商工會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商工會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖、法令に依據せるものならざるを以て事業遂行上常に不便利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが、昭和三年一月商工會議所法を施行の結果商工會議所と改稱せらる。昭和五年二月には更に知取商工會議所の設立を見たり。

爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつゝあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區	別	成立年月日	定員	員數	顧問	顧問數
豊原	商工會議所	大正十二年三月二十日	三〇	三〇	二	二

大泊商工會議所	大正十一年九月二十八日	三〇	三〇	三	三
眞岡商工會議所	大正十二年二月十六日	三〇	三〇	二	二
知取商工會議所	昭和五年二月二十日	三〇	三〇	七	六

各商工會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年度	豊原商工會議所		大泊商工會議所		眞岡商工會議所		知取商工會議所	
	收入	支出	收入	支出	收入	支出	收入	支出
昭和五年	一〇、一七、四四	八、七九、〇〇	一七、四三、六六	一六、六〇、五七	一〇、六三、三二	九、五〇、九三	六、九三、二六	六、九四、〇七
昭和六年	一四、一七、〇三	一三、五八、五九	一七、五九、五三	一七、三三、七六	一〇、六二、二〇	八、九五、五八	五、三二、二四	五、三三、八八
昭和七年	七、八五、五七	七、四九、九五	二五、六九、八三	二五、五四、四七	九、七三、七五	九、二〇、三五	五、五八、二二	五、〇一、四八
昭和八年	六、六〇、〇〇	六、六〇、〇〇	一一、五〇、〇〇	一一、五〇、〇〇	七、六〇、八〇	七、六〇、八〇	五、三〇、〇〇	五、三〇、〇〇
昭和九年	六、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇	八、二五、〇〇	八、二五、〇〇	八、二九、四四	八、二九、四四	六、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇

備考 昭和八年度及昭和九年度は豫算額を示す。

第五節 度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導奨勵をなしたる結果メートル度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及遞信方面に之を使用するに至り其の他漸を逐ふて之を採用しつゝある。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。昭和七年度末營業者數を示せば左の如し。

修 度		販 衡		計 量	
人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所
一	一	五	四	四	四

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、樺太

廳長官は乙種檢定を行ふ外尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和七年度中に於ける檢定數甲種一〇、乙種二六一、内不合格乙種二なり。

取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり。第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ十年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高 昭和七年度中管内營業者の販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を示せば左の如し。

區 別		度 器		量 器		衡 器		計	
數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
三、五二五	一四、三九四	三、九六八	三、六六四	二、八九九	一、八九三	三八、六九二	一〇、一五三		

區別	計壓器	浮秤	溫度計	生絲織度檢定器	乳脂計	計
金額	一六圓 一五圓	一〇圓 一七圓	四、八〇圓 七、九三圓		一圓 二元	四、九四六圓 八、二九三圓

第十四章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部とし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長とせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部とし警務長を警察部長に改めたり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェト聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和八年末に於て巡查一人當り七四五人にして内地に比し何等淪ることなきも、住民の移動性、受持區域の龐大、交通の不便及警察連絡機關の缺如等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り。目下其の改善充實に鋭意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課及警察官練習所の四課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一五、巡查駐在所六二、巡查出張所四一を置く。其の配置定員及人口竝面積等を擧ぐれば左の如し。

警察區劃表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
大	泊	警	署	大	泊	郡、	長濱郡、富内郡
留	多	加	警	留	多	加	郡
豐	原	警	署	豐	原	郡	
落	合	警	署	落	合	町	榮濱郡
元	泊	警	署	元	泊	郡ノ内	元泊村、帆寄村
知	取	警	署	知	取	郡ノ内	知取町
敷	香	警	署	敷	香	郡、	散江郡
本	斗	警	署	本	斗	郡	
眞	岡	警	署	眞	岡	郡	
野	田	警	署	野	田	郡	
泊	居	警	署	泊	居	郡、	久春内郡、鵜城郡(鵜城村大字來知志一圓)
惠	須	取	警	惠	須	取	町
							名好郡、鵜城郡(鵜城郡鵜城村ノ内大字來知志ヲ除ク)

警察職員及巡查と人口竝面積表 (昭和八年末)

部 署 名	判 任 以 上			巡 査 定 員	管 轄 面 積	管 轄 人 口	巡 査 一 人 當	
	警 視 廳	警 部	警 部 補				面 積	人 口
警 務 課				一七				
保 安 課				二六				
刑 事 課				六				
高 等 警 察 課				三				
練 習 官 所				二				
豐 原 警 察 署				五	二、〇二四・三 ^{方 軒}	三八、一九八	三、八九三 ^{方 軒}	七三
落 合 警 察 署				二	二、七二六・二	三三、八六八	九七、三六	八五
元 泊 警 察 署				一	二、一八三・三	八、九〇五	一五、一三〇	六三
知 取 警 察 署				一	一、〇〇二・六	一八、八九九	三八、五六	七三
敷 香 警 察 署				〇	二、四一六・五	二七、一七五	六八、八一	一、五二〇
合 計				二〇				

大 泊 警 察 署				三	三、二五・四	四八、二〇八	五、〇四	七六
留 多 加 警 察 署				一	一、六二七・五	一九、二四二	七〇、七六	八三
本 斗 警 察 署				一	一、五六六・六	一八、八五五	六〇、二五	七五
眞 岡 警 察 署				一	一、六九六・五	三三、一五五	四三、四一	八九
野 田 警 察 署				一	七九三・六	一〇、九八三	四六、六八	六四
泊 居 警 察 署				一	一、七三七・三	二二、七四八	五九、九一	七五
惠 須 取 警 察 署				一	五、一六五・五	二七、七三	二八、六七	一、五四三
合 計				三	三六、〇九〇・三	二九六、八八七	一〇、一九五	七四五

備考
 ×ハ兼務職員
 ○ハ森林専務巡查
 △ハ國境警備及思想取締巡查

第三款 警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品性陶冶、人格の鍛鍊を圖り居れり。

教習科 新任の巡査を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は三五一、使用職工數は六、二九六名にして工場數の最も多きは鐵火工場の一八八にして、製材工場九二、蹄鐵工場三二、綿打工場二四之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるはバルプ工場にして其の數八、使用職工數四、一九六名にして本島職工數の六割強を占む、一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓滿にして從來爭議等起りたることなき状態なり。

二、原 動 機

原動機は主としてバルプ工場、製材工場、罐詰工場等に使用せられ、其の總使用馬力七〇、〇二五、機關數六三、汽罐數一六五、發動機六三、電動機四八を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみを二馬力以上の原動機並同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

三、労働者

鐵道の新設、港灣、船洞の築造、道路の開鑿其の他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する労働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上善良なる労働者を選択使用すること困難にして、勢ひ身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる労働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため労働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之が取締を勵行しつゝあり。之が爲め往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの状況に在り。鑛業、工業等に從事する労働者は使用者との協調至極圓滑にして殆んど問題を惹起したる事例なし。

四、建物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて少く、従つて火災率甚だ多きに上れり、依て曩には煙筒取締規則を制定し、更に昭和二年四月より豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締竝防火建築の實行を慫慂すると共にポスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

五、林野火災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延焼し、一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締竝豫防宣傳に努め居れり。

- 一、林野火入に就ては林野火入取締規則を制定し嚴に火入の取締を勵行しつゝあり。
- 二、島内樞要の場所には特に森林警察官を配置すると共に融雪乾燥期に入るや各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、林野火災警防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。
- 四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。
- 五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫竝講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

六、消防

本島の消防組は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、原則として一町村消防組の制を執り各町村に設置し、未設置は僅かに一村にて現在四十組、組員六、二二一名あり。自動車唧筒二七、蒸汽唧筒二、瓦斯倫唧筒五六、腕用唧筒一五八、水管車二二六あり。之を内地府縣に比する時概して完備したるを認めらるゝも例年の火災損害に鑑み尙一層の充實を必要とす。依て諸設備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達を助成しつゝあり。尙大正九年樺太消防義會を設立し現在會員七千名、基金三萬一千圓を有

し、其の事業としては功勞者の表彰、殉職者の弔慰救済並慰靈祭執行、罹災者の救済、消防新聞の發刊、消防講習の開催、先進地の消防狀況視察、警火思想の普及等に努めつゝあり。又全國消防組を以て組織せる大日本消防協會に加入し昭和三年支部發會式を挙げ本會の事業とする組員の共済表彰其の他消防改善發達を圖りつゝあり。

七、水難救済

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象等の關係上荒浪多く、從て海難事故各所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救済機關たる帝國水難救済會の活動を希求し、會員並基金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めたる結果昭和四年六月帝國水難救済會樺太支部の設置を見現在救難所二七、會員四、九二〇名に達し、其の事業著々進行し水難救済の實績を挙げつゝあり。既往に於ける救助成績（昭和八年末調）は左の如し。

救助回数	二七五回
同 船 數	四四〇隻
同 人 員	二、二六二人
同 船體 價格	二、九九五、〇〇〇圓

第二款 風俗警察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店其の他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせる結果良成績を挙げつゝあり。昭和八年末現在料理店四二〇、飲食店九八四、藝妓五七八、酌婦八六五、貸座敷二四、娼妓九二名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、艇船及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し事故防遏に努めつゝあり。昭和八年中に於ける海難罹災船舶は汽船六、發動機船五七、噸數一二、六〇〇噸、損害九萬圓餘なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ輓近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及し、之を五年前に比する時は約五倍増加せり。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之が取締に付ては道路取締令、自動車取締令、其の他により大體内地府縣同様に取締を爲し以て交通の完全を圖りつゝあり。

第四款 營業警察

警察取締を要する營業者は輒近異常の増加を來せり。其の主要町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一擱千金を夢想し蝸集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の健實なる發展を圖りつゝあり。

昭和八年末現在旅人宿六五一、質屋一二五、古物商七九一、湯屋一五八、乗合馬車三〇二、小廻船營業九三、雇人口入業五四、劇場四五なり。

第三節 司法警察

本島拓殖の進展人口の増加に伴ひ犯罪も亦増加し、其の手段方法の如き漸次巧妙を極め所謂智能犯の増加を來しつゝあり。

本島に於ては少數の土人、朝鮮人、其の他外國人を除く外大部分は内地人なるを以て犯罪の手段方法等も殆ど内地と異なる所なきも、土木事業、林業、漁業等の爲夏季周期的に内地方面より入込む労働者中には身元不確實にして本籍氏名等を詐稱する者、各種犯罪の前科者及視察を要する者等尠からず。昭和八年末現在前科者六、二八〇人、不良少年三八人、起訴猶豫者一、八八三人、微罪釋放者六〇九人なり。尙住民は一般に射倖心に富み移動性を有し、且つ本島は氣候寒冷なると娛樂機關の乏しき等より自然飲酒に耽る者多く爲に殺傷犯罪の如き著しく多きを示し強盜、強姦、放火等の重要犯罪を始め詐欺、横領、賭博等の各種犯罪多し。

特殊犯罪として擧ぐべきは森林及阿片に關する犯罪を最たるものとし、次で土工夫、袖夫等の虐待に基因する犯罪及漁業に關する各種犯罪竝に養狐竊盜等なるべし。森林犯罪は竊盜を首位とし森林放火、失火及林産物賣買に際する詐欺、文書偽造、恐喝等の犯罪之に次ぎ、阿片犯罪は地味罌粟の栽培に適する所より法規の不備及取締の間隙に乗じ各地の山奥に栽培し生阿片を製造し内地方面に密移出するものあるを以て目下之が對策を考究中なり。

土工夫、袖夫等の虐待に基因する犯罪は鐵道、道路工事其の他の土木工事に於て管理人其他監督者等が労働者を酷使虐待し傷害致死、暴行、不法監禁等の犯行に出するものにして、漁業に關する犯罪としては本島沿岸は鯨、鮭、鱒、鱈、昆布等の魚族豊富なるを以て許可を得ず所謂密漁を敢行する者年々二〇〇件を下らず。

違警罪即決處分の件數も亦逐年増加し、昭和八年中の既決處分件數は拘留三四四件、科料一、一六〇件にして、拘留は浮浪者最も多く、科料は交通關係の法令違反を其の主たるものとす。

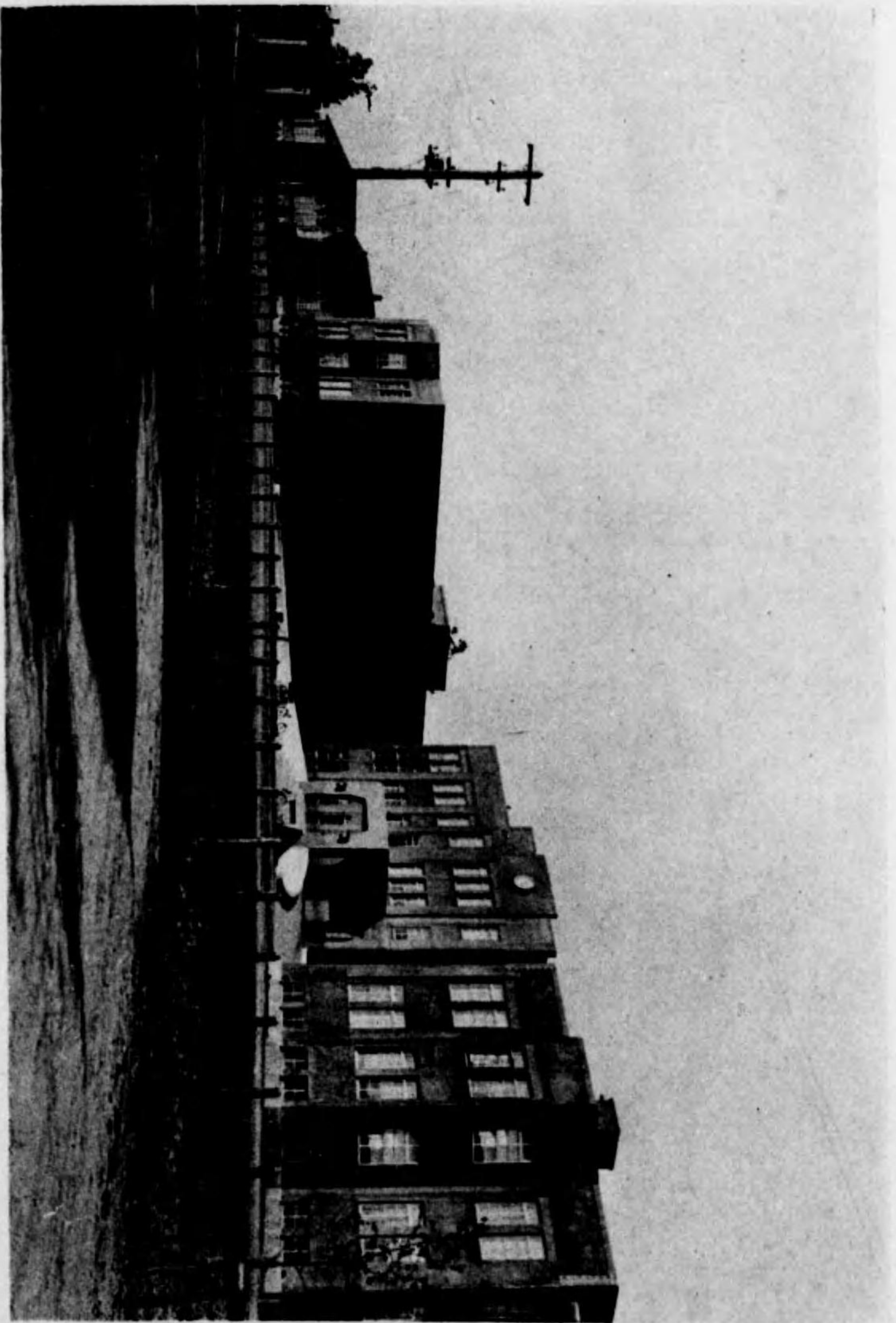
本島は廣汎なる面積に加へて山野間道の多きは自然犯人の潜伏逃走容易なるのみならず交通々信機關の不備と警察官配置の稀薄等は犯罪捜査に困難を感じる場合多き狀況に鑑み、電信網の完成、鑑識設備、移動警察官の増員配置等刑事警察機關の刷新充實を圖り以て犯罪豫防及檢舉の完璧を期しつゝあり。

第十五章 衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、從て交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は醫師一九二、齒科醫師五四、藥劑師三八、藥局三三あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。



院 醫 原 豐 廳 太 樺

衛生營業者 (昭和八年末)

市場	理髮業	清涼飲料水	冰雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	屠夫	汚物掃除
一九	三五	八	二八	七〇	三六	二八〇	三六	四二	三三

第二節 醫 事

第一款 醫 院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

(昭和八年末調)

區別	職員				分科	病室		外來	
	醫長	醫官	醫員	藥局		普通	傳染	普通	傳染
眞岡醫院	一	一	四	一	內科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、齒科、耳鼻喉科、小兒科、眼科	三六	三	延五、〇六、延三、九〇、延七九	延五、〇六、延三、九〇、延七九
大泊院	一	二	四	一	內科、外科、婦人科、小兒科、眼科、齒科、耳鼻喉科、小兒科、眼科	三	六	延三、五七、延六、一〇、延一、〇一〇	延三、五七、延六、一〇、延一、〇一〇
豊原院	一	四	五	一	內科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、齒科、耳鼻喉科、小兒科、眼科	四	八	延六、四、延七、二、延九、七、延一、〇七	延六、四、延七、二、延九、七、延一、〇七

第二款 公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在七九名あり。

第二款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多く

は個人經營にして概ね小規模なり。昭和八年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名に對する人口割合一、五四六名、齒科醫師一名に對する人口割合五、四九八名なり。

醫師	免許		免許		免許		看護婦	鍼灸術	
	假免許	免許	假免許	免許	假免許	灸		鍼	
二六	六	三	三	三三	三	三	三	三	七九

第三節 救 療 機 關

財團法人樺太慈惠院其他あり。第六章第二節に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和八年末に於ける資産六九、六二一圓餘を有し、普通病室八室、精神病室一六室、患者收容定員普通五一、精神病者二六名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別	收		容退		院死		員亡		年末現在		延人員
		前年より越	收	容退	院死	員亡	年末現在					
昭和四年		三	三	三	四	三	三	三	三	三	一、二、九一	
昭和五年		三	三	三	四	三	三	三	三	三	一、二、九三	
昭和六年		三	三	三	四	三	三	三	三	三	一、二、九三	
昭和七年		三	三	三	四	三	三	三	三	三	一、二、九三	
昭和八年		三	三	三	四	三	三	三	三	三	一、二、九三	

第四節 藥事

警察部及各警察官署並樺太廳病院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヂアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。昭和八年末營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
三	三	六	七	三	六	一、二、四二	六九

第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海州との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海州浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 査

娼妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は榑太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和八年中娼妓及藝妓酌婦の健康診断成績左の如し。

娼妓 藝妓 酌婦	受診延人員	有 病 者				計	有病率
		微 毒	麻 病	軟性下疳	其 他 傳染病		
五、五四六	五、五四六	五	六	三	一	一六	0.0028
一八、二八六	一八、二八六	二〇	六	三	三	三六	0.0022
二八、四三三	二八、四三三	三九	一五	七	五	六六	0.0023

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして眞岡町及その他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり。其の水質並製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に就ては賣品の検査を施して不良品の取締を勵行せり。昭和八年中に於ける製造高はラムネ一三、四一四本、サイダー類九三六、〇三六本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然水の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然水は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可

を與へ、尙成水検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を収去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和八年中に於ける營業者二八、採取高二、六八八、四八六疋を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道に移出を企つるもの續出するの狀況にあり。

第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一箇所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき箇所に存置しありて、昭和八年末に於ける屠場數は二六箇所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員により生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し檢印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及其他の物品

第一款 牛 乳

牛乳營業者は昭和八年末現在七〇人あり。之が取締に付ては時々各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨檢を行ひ、尙乳質に付ては警察的牛乳検査法（内務省令）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に

依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近時牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せる物を市上販賣する者未だ發見せず。

第二款 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚介類に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞實等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理竝取扱を業とする者の營業所又は其の調理品製造品に對しては時々警察署に於て臨檢又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟て之が取締の確立を期しつゝあり。

第四款 飲食用器具類

飲食用器具（金屬製品、陶磁品、漆器類）中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付ては必要に應じ醫

師の生物學的鑑定、藥劑師の化學的鑑定等衛生試驗を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病はチフテリアを首位とし腸チブス、猩紅熱之れに亞ぎ、其の他赤痢、バラチブス、流行性腦炎、痘瘡等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。最近五年間に於ける發生狀況左の如し。

區別	年次	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
腸チブス	患者	二六八	三二〇	三〇二	二二三	三六六
	死亡	四八	五七	四	三七	五六

死	計	流行性腦炎		痘瘡		赤痢		猩紅熱		バラチブス		チフテリア	
		患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
死亡率	%	一七・二	九・六	五・〇	四・四	三・〇	一・〇	二・六	三・六	二・八	三・三	三・二	一・六
		一八・三	一一・七	六・三	三・六	三・三	一・一	二・三	三・六	三・七	三・三	三・九	二・〇
		一五・九	九・四	五・八	一・一	一・一	一・一	三・四	三・四	三・〇	三・五	三・九	一・五
		一八・七	三・八	六・五	一・一	一・一	一・一	二・〇	三・六	二・二	三・〇	三・六	三・四
		一七・六	一・八	九・〇	一・一	一・一	一・一	二・四	一・七	三・三	三・五	三・八	三・五

結核 本島の氣候寒冷なると住民の多くは冬期屋内に籠居するを以て結核患者多く比年其の數を増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

次年	區別	呼吸器結核		結核性腦膜炎		腺結核		その他の結核		計		死亡率 %	一般患者 死亡數	總死亡 率
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡			
昭和四年		三、九〇〇	三六三	一七〇	七三	四八二	一一	六三三	六〇	五、二五四	五〇六	九・四	三、三九五	一四・九 ⁶
昭和五年		三、五〇〇	四四五	一七九	九二	三八三	一三	九六六	七四	五、〇一七	六三四	一三・四	四、〇九六	一四・〇
昭和六年		二、八六九	三〇〇	一三七	七四	三九六	七	八九〇	六	四、二八三	四九二	一〇・七	三、七三三	一二・三
昭和七年		二、八〇〇	三六六	二二九	一五四	六五七	五	七七七	一〇二	四、四〇三	六二七	一四・二	四、五七三	一三・七
昭和八年		四、三三六	四四八	一九五	一一五	五六五	五	七四	九七	五、八〇〇	六六五	二一・四	四、六二四	一四・四

性病 性病患者は人口増加に伴ひ増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者の數を示せば左の如し。

年次	區別	微			毒		軟性		疥癬性		合計	人口に對 する罹病 率
		第一期	第二期	第三期	遺傳性	計	下疳	諸症	合計			
昭和四年		二、七〇〇	二、七五〇	一、四〇二	八八	七、六八〇	二、三三二	七、三三〇	一七、一三二	六・九 ⁶		
昭和五年		二、四七三	二、二九一	一、〇六一	八〇	六、六四四	一、五三三	六、四一八	一四、五九五	五・三		
昭和六年		一、五〇六	一、七二二	七四	四八七	四、五三九	九三二	四、六七二	一〇、一三二	三・四		
昭和七年		一、三三九	一、四三九	七五六	四九二	三、九二五	七八	三、九三九	八、六三三	二・九		
昭和八年		一、一五三	一、三三三	七九〇	五〇二	三、八二六	六二	三、九八七	八、五八四	二・八		

其の他 其の他傳染性疾患患者は昭和八年中麻疹一、〇五二名、トラホーム四、八八三名、流行性感冒四、八九二名なり。

第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

尿尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては充分の研究を要す。

第十六章 法制

樺太は他の殖民地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなし。唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律が樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし（明治四十年法律）（第二十五號參照）。而して勅令を以て法律を樺太に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設くることを得（大正九年勅令第百二十四號參照）。樺太には尙樺太に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律行はる。現在樺太に施行せらるゝ内地の法律は一七四件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの一六〇件一部施行せらるゝもの十四件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には樺太に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一、土人ニ關スルコト
- 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三、法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太に施行せらるゝ法律（全部又は一部）左の如し

- | | |
|-----------|--------------|
| 全部施行 | |
| 一、郵便法 | 一、法例 |
| 一、郵便爲替法 | 一、裁判所構成法 |
| 一、郵便貯金法 | 一、裁判所構成法施行條例 |
| 一、鐵道船舶郵便法 | 一、執達吏規則 |
| 一、電信法 | 一、執達吏手数料規則 |
| 法制 | 三〇三 |

法制

- 一、辯護士法
- 一、民法
- 一、民法施行法
- 一、明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル件）
- 一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）
- 一、不動産登記法
- 一、利息制限法
- 一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）
- 一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）
- 一、供託法
- 一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）

一、商法

- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法

一、非訟事件手續法

- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）

一、競賣法

- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）

一、違警罪即決例

- 一、逃亡犯罪人引渡條例

一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法

- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）

一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審

- 判事拘引狀ヲ發シ拘引セシメタル被告人留置方）

一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）

法制

一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百

十五條裁判言渡ノ贖本ヲ求ムル者費用上納額）

一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令

- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法

- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法

一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘豚獸獵獲禁止ニ關スル件）

一、間接國稅犯則者處分法

一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法

一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）

一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出入戻金ニ關スル件）

一、保管金規則

一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニ關スル件）

一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）

一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）

一、無線電信法

一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）

一、豫約出版法

一、國庫出納金端數計算法

一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則

一、印紙稅法

一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）

一、精神病者監護法

一、軍事救護法

一、紙幣類似證券取締法

一、軍需工業動員法

一、土地收用法

一、地方鐵道法

一、鐵道抵當法

- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、關稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）
- 一、明治三十三年法律第九十四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（醫藥品等ノ輸入稅ニ關スル件）
- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）

- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル件）
 - 一、外國人土地法
 - 一、商工會議所法
 - 一、著作權法
 - 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費練習支辨ニ關スル件）
 - 一、陪審法
 - 一、司法代書人法
 - 一、民事訴訟法中改正法律施行法
 - 一、資源調查法
 - 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）
 - 一、電信線電話線建設條例
 - 一、抵當證券法（樺太豊原郡豊原町ニ施行）
 - 一、軌道法
- 一、明治四十二年法律第二十八號（軌道ノ抵當ニ關スル件）
 - 一、骨牌稅法
 - 一、明治四十四年法律第四十五號（砂糖消費稅繳納物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）
 - 一、刑事補償法
 - 一、入營者職業保障法
 - 一、昭和七年法律第四號（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）
 - 一、昭和七年法律第十六號（國債ノ價格計算ニ關スル件）
 - 一、資本逃避防止法
 - 一、金錢債務臨時調停法
 - 一、大正八年法律第四十一號（執達吏ノ手数料及立替金増額ニ關スル件）
 - 一、外國爲替管理法

一、身元保證ニ關スル法律

一、手形法

一、小切手法

一部 施行

一、訴願法（第一條第一號乃至第六號ヲ除キ）

一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及

第二十五條ヲ除キ）

一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除

キ）

一、産業組合法（第九條第二項、第七十九條、

第百六條及第百七條ノ規定竝産業組合中央

會ニ關スル規定ヲ除キ）

一、登録稅法（第三條、第四條、第五條、第六

條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條

及第十六條第一項第一號第二號ヲ除キ）

一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第百

二條）

一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除キ）

一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第

二十三條）

一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關ス

ル規定ヲ除キ）

一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除キ）

一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四

十二條ヲ除キ）

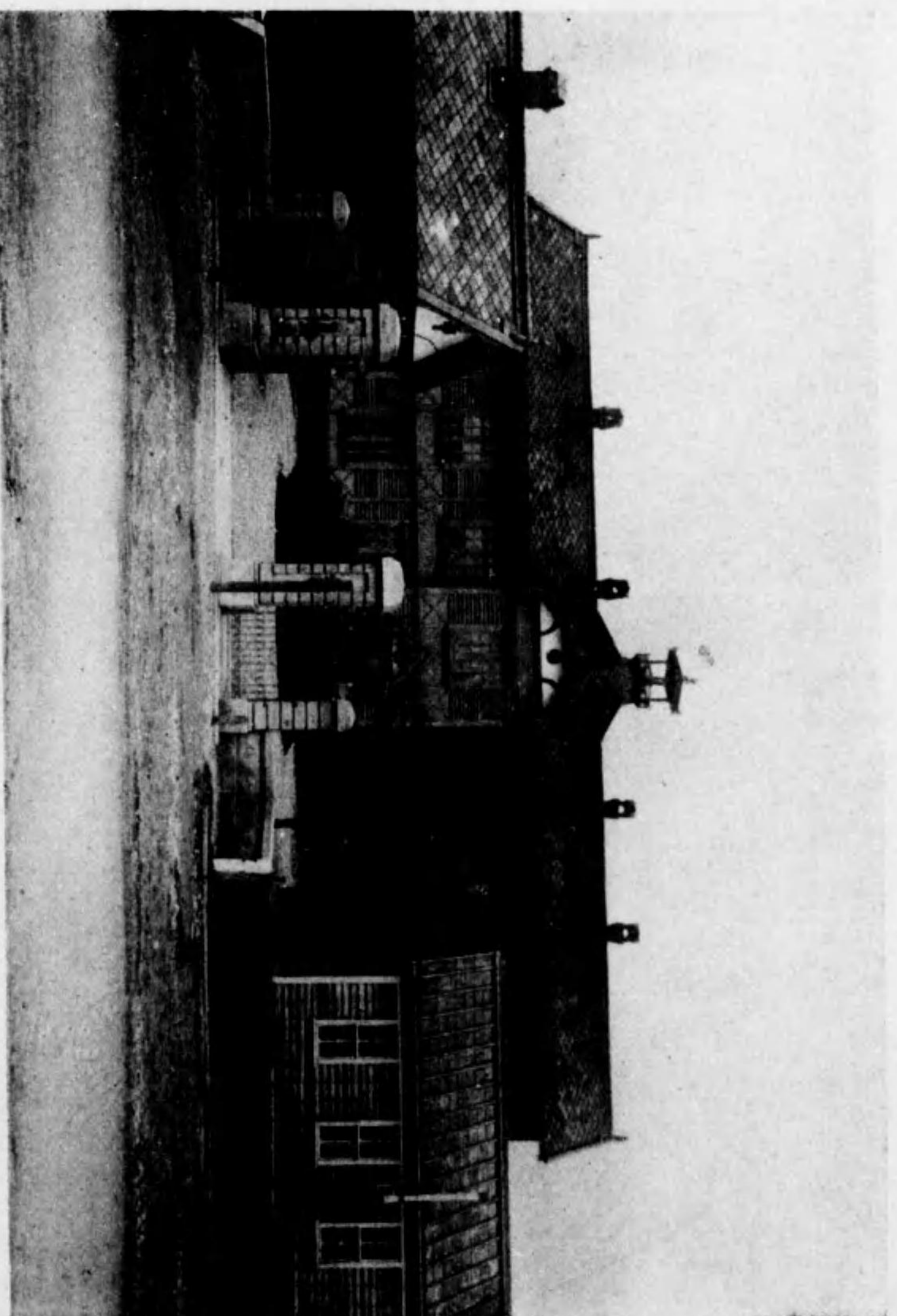
一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除キ）

一、米穀統制法（第七條乃至第九條及第十二條竝

附則第三項及第四項ノ規定施行）

一、藥劑師法（第十三條乃至第十五條及第十六條

第四項ノ規定ヲ除ク）



所 判 裁 方 地 太 樺

第十七章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令（軍令第二十一號）、民事審判條例（軍令第二十二號）及民政署司法委員條例（軍令第二十三號）を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判（軍事裁判所の權限に屬するものを除く）を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月陪審法施行せられ、更に昭和七年十月金錢債務臨時調停法施行せられたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所 並調停取扱所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 知取金錢債務 臨時調停取扱所 留多加出張所 敷香出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日 昭和五年一月十五日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 元泊郡知取町 留多加郡留多加町 敷香郡敷香町
	眞岡區裁判所	泊居出張所 鶴城出張所 惠須取金錢債務 臨時調停取扱所 本斗出張所	明治四十年四月一日 大正八年七月一日 大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日	眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶴城郡鶴城村 名好郡惠須取町 本斗郡本斗町

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あり、近年人事訴訟の提起尠からず。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、竊盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並召集、横領、殺傷、樺太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之に次ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し。

新受理件數(地方裁判所)

年次	種別		民事				刑事				合計	
	第一審	控訴	抗告	假處分	非訟事件	第一審	控訴	再審	抗告	私訴		
昭和四年	六	三	二	元	三	五	三	一	一	二	三	二六七
昭和五年	一〇四	四	一	七	七	五	三	一	一	七	三	三三七
昭和六年	八	二	四	七	七	七	六	一	一	九	三	四〇一

昭和七年	九二	三八
昭和八年	六三	六二
	一七	一五
	一六	一三
	九五	七四
	二二	二二
	四七	五三
	三三	三三
	一	一
	一	一
	六	一〇
	二六	三三
	一一	二四
	三四七	三五五

備考 左側數字は故障事件

新受理件數(區裁判所)

種別	年次	民									
		第一審	和解	禁治産准禁 治産失踪	督促	破産	和議	公示催告	假差分押	假處分	強制執行
豐區	昭和四年	三〇七	二	一	六八	九	一	一	一〇七	五	二四
眞區	昭和四年	一九五	一	二	三八	三	一	一	六	二四	
豐區	昭和五年	七三	一	一	一、二四四	九	一	一	一三	二四	
眞區	昭和五年	三三	七	三	六四	一	一	一	八	三	
豐區	昭和六年	五八	一	三	九〇	五	一	一	二	六	
眞區	昭和六年	三七	三	四	七四	五	一	一	八	六	
豐區	昭和七年	六三〇	一	二	一、〇一九	四	一	一	一七四	一六九	
眞區	昭和七年	一九五	一	二	三六三	三	一	一	三	四七	
豐區	昭和八年	五七三	一	二	六五四	六	一	一	二四一	七二	
眞區	昭和八年	一五一	一	三	二四六	一	一	一	三	三	

事	刑		事												
	計	其他事件	計	其他事件	臨時調停	金錢債務	非訟事件	競賣	強制執行	第一審	通常	略式	私訴	其他事件	計
計	七四七	二六	三、一九七	一、五八一	一	一	七	三	五	一四九	一四九	五六	六	二六	七四七
	三四八	一	一、四五一	八八一	一	一	三	二	二	六四	六四	二八	一	一	三四八
	八五二	二	四、七九〇	二、三三五	一	一	六	九	一四	一九九	一九九	六三	二	二	八五二
	三四三	一	二、一三九	一、〇一八	一	一	四	二	三	六七	六七	二七	一	一	三四三
	九六五	七	三、九九四	二、〇六二	一	一	八	六	八	二四	二四	六九	七	七	九六五
	四四四	一	二、四〇三	一、二一九	一	一	三	四	六	九九	九九	三三	一	一	四四四
	九二〇	四	四、七五一	二、五〇一	一	一	六	七	一	二〇〇	二〇〇	六六	七	四	九二〇
	五七五	二	一、七四九	九六九	一	一	五	三	四	八九	八九	四五	五	二	五七五
	九四一	六	四、四九〇	二、三九八	一	一	四	五	七	七三	七三	七三	五	六	九四一
	五五四	一	一、四九六	八九〇	一	一	三	三	三	八九	八九	四三	一	一	五五四

備考 左側數字は故障事件

犯罪檢舉件數(一)

罪名	件数				罪名	件数				
	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年		昭和八年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
殺人	一五	一七	三三	三三	横領	三三	三三	三三	三三	三三
強盗	一	三三	二二	二二	誘拐	七	七	七	七	七
強盗	二〇	七	四	二	瀆職	三	三	三	三	三
窃盗	四〇	五五	四七	六二	森林法違犯	六	六	六	六	六
傷害致死	二	一八	一六	一九	漁業法違犯	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
傷害	三二	三五	三六	三三	樺太漁業取締規則違犯	九	九	九	九	九
放火	一四	八	二	二	陸海軍々人召集又は服役に關する規則違犯	六	六	六	六	六
失火	一五七	一七〇	一四三	一四一	その他	五九〇	四〇八	三五九	三三七	一七七
詐欺	九三九	九六六	九九九	九六六	計	三、三五	三、三三	三、四〇三	三、四八八	四、五三七
賭博	一八三	一八〇	一五五	一七六						

犯罪檢舉數(二)

局別	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
樺太地方検事局	一五三	二六六	一五三	二五二	一九六	一六六	二九三	一八八	一六四	
豊原區検事局	二、五三	三、三九一	二、三八六	三、二五〇	三、五三六	二、七三九	三、八三五	二、七四〇	三、八六〇	
眞岡區検事局	一、三七九	一、八五〇	一、四七九	二、〇一〇	一、九三五	一、六〇五	二、一九六	一、六七九	二、五二〇	
計	四、〇四四	五、〇〇七	四、〇一八	五、五三二	四、〇六四	四、〇六〇	六、三二三	四、五三七	六、五三四	

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、眞岡兩區裁判所及豊原區裁判所大泊出張所なりし所、國有土地拂下並人口の増加取引關係の頻繁となるに從ひ、逐年著しく其の數を増しつ、あるを以て其の趨勢に應ずる爲泊居、元泊、鶴城、留多加、敷香、本斗の各町村に漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁判所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し。

登記事件表 (昭和八年分)

種別	豊原區		大泊出		留多加出		元泊出		敷香出		眞岡區		本斗出		泊居出		鶴城出		計	
	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數	件数	個數		
登記	一、九七六	五、九三〇	一、二五七	三、七六九	五九〇	一、六六〇	三六三	一、〇四一	七六三	九二一	五二八	四六五	四〇〇	四八〇	六、九八四				六、九八四	
不登記																				
動記																				
登録稅	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三	一、六八四・九三

日確 附定	産		商		其		他	
	抄本 手數料	閱覽 件數	登記 件數	登記 件數	閱覽 件數	抄本 手數料	抄本 手數料	閱覽 件數
二六・八〇	三五・〇〇	五八	一九三	三、四三・七〇	二六二	一四一・九〇	二六二	二六二
九二・一〇	一四九・四〇	三〇六	一四〇	一〇、六三・五〇	二七三	一五五・〇〇	二七三	二七三
二二・六〇	四・八五	一四八	五	二七〇・五〇	一九	七・五	一九	一九
五・七〇	四八・七五	三五	八一	三八八・〇〇	四九	一五・〇〇	四九	四九
二七・九〇	八五・〇五	三六	六一	八〇九・〇〇	六〇	二四・七五	六〇	六〇
四三・二〇	三九・三五	二四六	一〇	一〇、八五・五〇	二四	五〇・四〇	二四	二四
一九・八八	三三・七〇	八一	五	二二〇・〇〇	二六	一三・五	二六	二六
二二・〇〇	四〇・〇〇	一三三	七〇	一五、三六・一〇	九七	七六・〇〇	九七	九七
二四・〇〇	六六・〇〇	八七	五	一〇、〇一・五〇	三	三三・〇〇	三	三
二六・八八	九三・八〇	一、九三六	八一〇	三、四三・七〇	九四六	五九・八九	九四六	九四六

執達吏事務 從來事件少かりし爲執達吏を置くに至らざりしが、豊原區裁判所管内は近年著しく事件増加したるを以て昭和七年十一月四日より専任執達吏を常置するに至れり。然れ共眞岡區裁判所は未だ其の機に至らず區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。

公證人事務 事件多からざる爲未だ公證人を置くの時機至らず、區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。然るに豊原區裁判所管内は事件増加したるに依り公證人を置き昭和六年七月一日より豊原町に於て取扱を開始するに至れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人の便宜を爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることとせり。而して昭和八年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は七名となれり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行（土人には施行せられず）せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、大正十三年末に於て既に二、九二六戸、一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にあり。又昭和七年十二月勅令第三七三號を以て樺太施行法律の特例中改正せられたる結果昭和八年一月一日より樺太アイヌ人に對し戸籍法の施行を見るに至れり。

昭和八年に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

所計	出張利息	
	出	利
六三、三三三・〇九	一	一
一五、五六・〇五	四三	一、〇〇九・三七
一三三	四	一、〇〇九・三七
二九、八七・六〇	一	一
五二	一	一
八、〇二・五四	一	一
七六	三	三
六、八四一・九四	三三	三三
一〇〇	三	三
九、四五・一六	三三	三三

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例（軍令第三十一號）を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に属する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果（勅令第四十三號）樺太刑務所となり、同年十一月真岡に樺太刑務所真岡出張所設置せらる。大正十三年十二月再び官制改正（勅令第三五四號）により樺太刑務所廢止せられ札幌刑務所樺太支所と改稱し、同時に樺太刑務所真岡出張所は札幌刑務所真岡出張所と改稱、次で昭和四年十二月司法省告示第四十二號に依り札幌刑務所樺太支所を樺太刑務支所に、札幌刑務所真岡出張所は真岡刑務支所と改稱し現在に至る。

最近に於ける收容人員左の如し。

一、樺太刑務支所（最近五ヶ年）

種別	受刑者		刑告被事人		勞務留置者	
	前年ヨリ越員	新入員	前年ヨリ越員	新入員	前年ヨリ越員	新入員
昭和四年	一六	二四六	二四	二五九	一	三六
昭和五年	一八三	二六八	四三	三〇六	一〇	四七
昭和六年	二二三	二六〇	三九	二六七	三三	八六
昭和七年	二三四	三一〇	二五	二九九	二〇	一五九
昭和八年	二二三	三〇八	三六	三三八	五	二二三

計		
年出	新入	在入
末	所	在
現	所	在
	二五二	六二〇
	四九四	五八〇
	三三六	二六五
	五九	五九
	五八五	二七九
	八〇四	二六六
	六七一	
	六七三	
	二四〇	

新受刑者犯數百分比例 (最近三ヶ年)

年次	犯數		性別	新受刑者數	初犯	二犯	三犯	四犯	五犯以上	十犯以上
	男	女								
昭和六年	二五五	五	女	二〇〇	一八〇	一四〇	一〇〇	八〇	六〇	
昭和七年	三三六	三	女	一〇〇	八〇	二七	二〇	一〇	〇	
昭和八年	一九九	三	女	一〇〇	一八七	一〇五	四〇	九	一	

備考 本表と收容者入出所人員表と符合せざるは拘留刑一〇五名と刑執行停止復歸者一名を除外したるに依る。

二、眞岡刑務所に於ける最近收容人員左の如し。

年	別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
收容人員		七四	九二	一四五	一三九	一八七

樺太保護會 本會は大正八年六月豊原に創立、昭和六年九月更に眞岡に其の支部設置さる、樺太刑務支所及眞岡刑務支所釋放者及樺太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、其の他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

保護者人員 (昭和八年)

- 一、收容保護したる者 四二人
- 一、間接保護したる者 一三人
- 一、一時保護したる者 一七八人

眞岡支部釋放者保護人員

- 昭和六年 二人
- 昭和七年 二五人
- 昭和八年 一二人

敷設工事を計畫し、昭和二年六月着手、昭和四年十二月通水す。

導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池其の他の設置は三萬三千人に對するものと將來必要に應じ擴張することとせり。水源池は大泊町字古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點約九〇九米の地點にして長さ一四六米、最高一五・九米の土堰堤を以て水流を縮切り有効水量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長六、六三六米の鐵管を大泊川に沿ひて布設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。

淨水池には長さ三一・六米、巾一八・九米、深さ三米の濾過池三個を設置し、濾過したる後馬力八十八「セミ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔六九・六米なる方十八米深さ四・五米の大きさを有する配水池に揚水す。貯水池より徑十四吋鐵管を布設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派して全町に配水す。

現在専用栓五二二、共用栓七〇、地上式消火栓八〇を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費一〇二、〇〇〇圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工、大正十三年八月竣功せり。水源池は泊居川の支流川口より約三、六三六米の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の渴水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。其の後水量不足及街區の膨脹等の爲、工費九一、〇〇〇圓（内三五、〇〇〇圓は樺太廳補助）を投じ、丸山澤に貯水池を設置して給水量の増加を計り、又配水

管は一、八七三米を敷設せんとし、昭和四年九月着工、昭和五年十一月竣功せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋木管を鐵管に替へ、工費二三、九〇二圓（内六千圓は樺太廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを以て工費一三、〇〇〇圓（内五千圓は樺太廳補助）を投じ、水源池の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設、共用給水栓の新設を爲し、昭和三年七月竣功せり。

更に近來人口の増加に伴ひ水量不足を告げたるため昭和八年度に於て工費十五萬圓（内六萬圓樺太廳補助）を投じ人口一萬人に給水する計畫の下に擴張工事を施行完成を遂げ給水しつゝあり。水源池は鳥舞澤上流約二、八〇〇米の地點にて溪流を堰止め左岸に取入口及泥砂池を設け、淨水場は市街東方丘上公園豫定地南端に設置し、此處に長さ十五米幅十二米の濾過池三箇所長さ一〇・六米幅八・五米の配水池二箇所を築造せり。取入口淨水場間の送水管は内徑二〇〇耗鑄鐵管にて延長約二、七三〇米にして途中最凹所に排水設備をなす。配水管は内徑一五〇耗乃至七五耗鐵管五、五〇〇米を増設し制水瓣大小七十三個を付して局部斷水に備へ専用給水を受くる能はざる者の爲に共用栓五十三個を設置すると共に要所には地上式消火栓五十五個を配置せり。尙築港岸壁には船舶給水栓四個を設けて出入船舶の給水を爲さんとす。

名好村水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數増加したるに伴ひ、工費六萬餘圓（内二五、〇〇〇圓は樺太廳補助）を投じ、昭和四年七月起工し、同十一月竣功せり。

水源池は名好村の南方約九百米の溪流に高さ四・四米、長さ二六・五米の土堰堤を築造し約二千立方米を

貯水して渴水期に備へ、淨水地には長さ六・四米、幅五・五米深さ二・六米の濾過池二箇所を設け、又七米平方深さ三・二米の配水池二箇所を設く。導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。現在共用栓は十九、消火栓は十三を算す。

其の他 眞岡町及其他の町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水渠の築造せる箇所ありしも、下水道完全ならざる爲、雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通、保健、衛生上捨て置き難く、工費一九六、〇〇〇圓（内八萬圓は樺太廳補助）を以て本町年來の懸案たる下水道築造工事を（道路改修工事と共に）計畫し、昭和三年十二月着工し同六年九月竣功せり。本工事は當町の經濟中心たる榮町、旭町一帯に施行し延長六、三九五米、人孔二十箇所にして爲に全區域内は舊態を一新せり。更に本町大通より楠溪町驛迄の延長を計畫し昭和八年度に於て工費約二萬圓を以て本町大通に四三九米、人孔六箇所を施行し汚水雨水の流下を良好にせり。

豊原町下水道 道路側溝あるも汚水の流下の用を爲さずして全部地下に滲透し、又雨天融雪期には泥濘甚だしく交通、保健、衛生上遺憾の點多かりし爲、工費一二五萬圓を以て下水道計畫を樹立し、其の第一歩として昭和七年度に工費五萬五千圓（内約半額樺太廳補助）を投じ、大通の一部及眞岡通を着工し鈴谷川

へ放流する下水道を築造せり。延長千九百餘米、人孔四十個、雨水枧一四八箇所とす。更に昭和八年度に於て工費五四、六〇〇圓（内約半額樺太廳補助）にて眞岡通、南五丁目間及大通西二條間の區域に下水道築造せり。其の延長二、五〇五米、人孔三十個、雨水枧二百個とす。此の計畫は年を逐ふて順次施行の豫定なり。

其の他 知取町に於て昭和六年度に工費一四、〇〇〇圓（内約半額樺太廳負擔）を以て初音町に延長九二五米の側溝式下水道を築造せり。

亦眞岡町に於ても昭和八年度に工費一八、〇〇〇圓（内約半額樺太廳負擔）を以て南濱町及本町の一部に延長六六〇米の下水道を築造せり。

第二節 電 氣 事 業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次いで大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地にバルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域